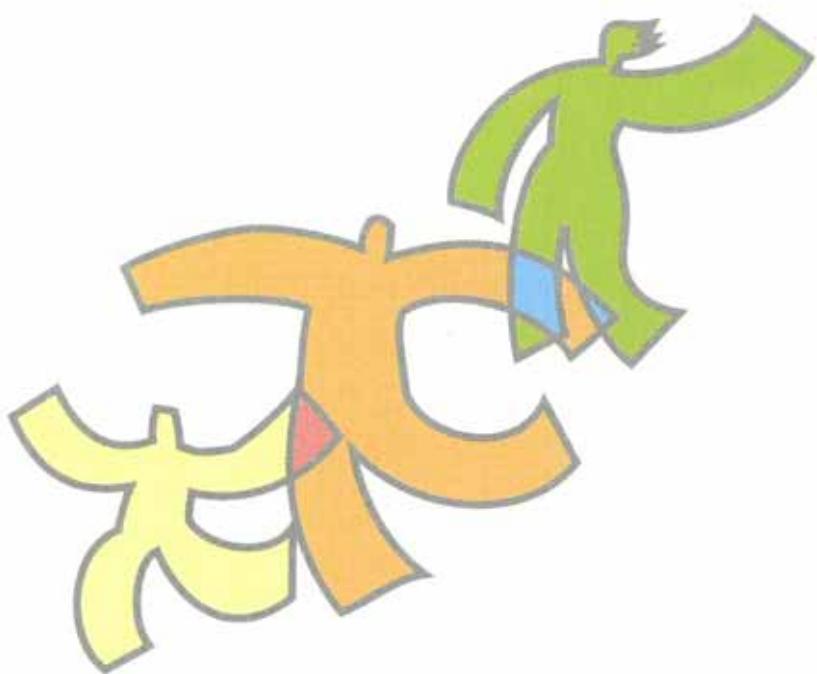


2004
datebook

ひょうご
女と男のデータブック



兵庫県立男女共同参画センター・イーブン



刊行にあたって

誰もが豊かで、生きがいを持って安全に暮らしていくためには、お互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会「男女共同参画社会」を築いていくことが大切なではないでしょうか。

兵庫県立男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点として、1992年（平成4年）に兵庫県立女性センターとして開設され、以来意識の啓発、学習機会の提供、人材の育成、活動の支援などのさまざまな事業を展開してまいりました。

そのひとつとして、統計データから職場や地域社会等での男女の地位、環境、意識などの状況を検証し、「男女共同参画社会」を進めるうえでの課題解決の参考とするため、1995年に「ひょうご女と男のデータブック」を初版、1997年、2001年には、改訂版を発行しております。

2002年に「男女共同参画社会づくり条例」が施行され、当センターでも、それに伴って知事に委嘱された「男女共同参画推進員」とともに地域や企業での取り組みを支援するなど新たな施策も進めてきたことから、このたびデータを収集し直し、検討を重ね、この冊子を発行する運びとなりました。

今回は、さまざまな対策が推進されているにもかかわらず、歯止めをかけることができない「少子化」を軸に、男女共同参画の視点から見直してみる試みもいたしました。委員のご指導、ご尽力により、兵庫の特徴も盛り込んだ、わかりやすいものとなっております。

地域や職場、あるいは学校などさまざまな学習の場で、多くのみなさんに活用いただき、男女共同参画についての理解を深めていただく一助になれば幸いです。

兵庫県立男女共同参画センター

目 次

刊行にあたって

序章	4
----	---

第1章

男女共同参画が少子・高齢社会のカギ

1 少子・高齢社会の到来	5
2 出生率低下の原因は…	6
3 女性が働きやすい社会ほど出生率が高い?	8
4 性別役割分担意識にしばられて	9

第2章

「男女共同参画社会へ」～意思決定の場への女性の参画～

1 國際的にまだ低い日本の女性の参画	11
2 政治の場での女性	12
3 司法分野で増えてきた女性の参画	13
4 農林漁業におけるパートナーシップ	14
5 企業・団体分野の女性	15

第3章

「男女共同参画社会へ」～就業分野への女性の参画～

1 女性の働き方の現状は?	16
2 厳しい女性の労働条件	18
3 男女共同参画の職場にむけて	19

第4章

「男女共同参画社会へ」～意識を変えよう～

1 共同参画を阻む意識	21
2 女性が職業を持つことの理想と現実	22
3 学校教育の場にのぞまれる意識の変革	23
4 男女共同参画がもたらす生活と意識の変化	27

第5章

安全・安心に暮らすために

1 女性に対する暴力や犯罪	28
2 女性の健康の保持・増進～いつまでも健やかに生きるために～	31
3 安心して高齢期を迎えるために	32

(資料)

女性のあゆみ	36
参考図書・ホームページ・兵庫県内公共相談機関・兵庫県県民局女性問題相談	40
兵庫県内公共機関（男女共同参画関連施設）	

序 章

1人の女性が生涯に産む子どもの数である合計特殊出生率が1990年の「1.57ショック」以降、下がり続けています。2002年には1.32となり、過去最低を更新しました。出生数も115万3,866人で、過去最低となりました。

2002年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によると、こうした急速な少子化の進行で、総人口は、2006年をピークに減少に転じ、人口減少社会が到来すると予測しています。2050年の総人口は1億59万人にまで減少し、高齢化率は35.4%になり、ほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者になります。

これまで、少子化は結婚年齢が遅くなる晩婚化とか、結婚しない人が増える未婚化が主な要因とされてきました。しかし、今回の推計では、それに加えて、結婚した夫婦の子どもの数が減少する「夫婦出生力の低下」という新たな現象が明らかになりました。

本来、子どもを持つ、持たないという選択は個人の自由であるべきですが、問題は子育ての精神的、経済的な負担が大きいために、子どもを持ちたい人が持てない状況にあることです。このため、国は、1990年代以降、子育ての負担を軽減しようと、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を中心に少子化対策を推進してきました。しかし、少子化に歯止めをかけるまでには到っていません。

2003年には新たに子育て支援新法「次世代育成支援対策推進法」等が成立し、女性だけでなく男性を含めた働き方の見直しや地域社会による子育て支援の推進など社会全体で子育てを支援する取り組みが進められています。

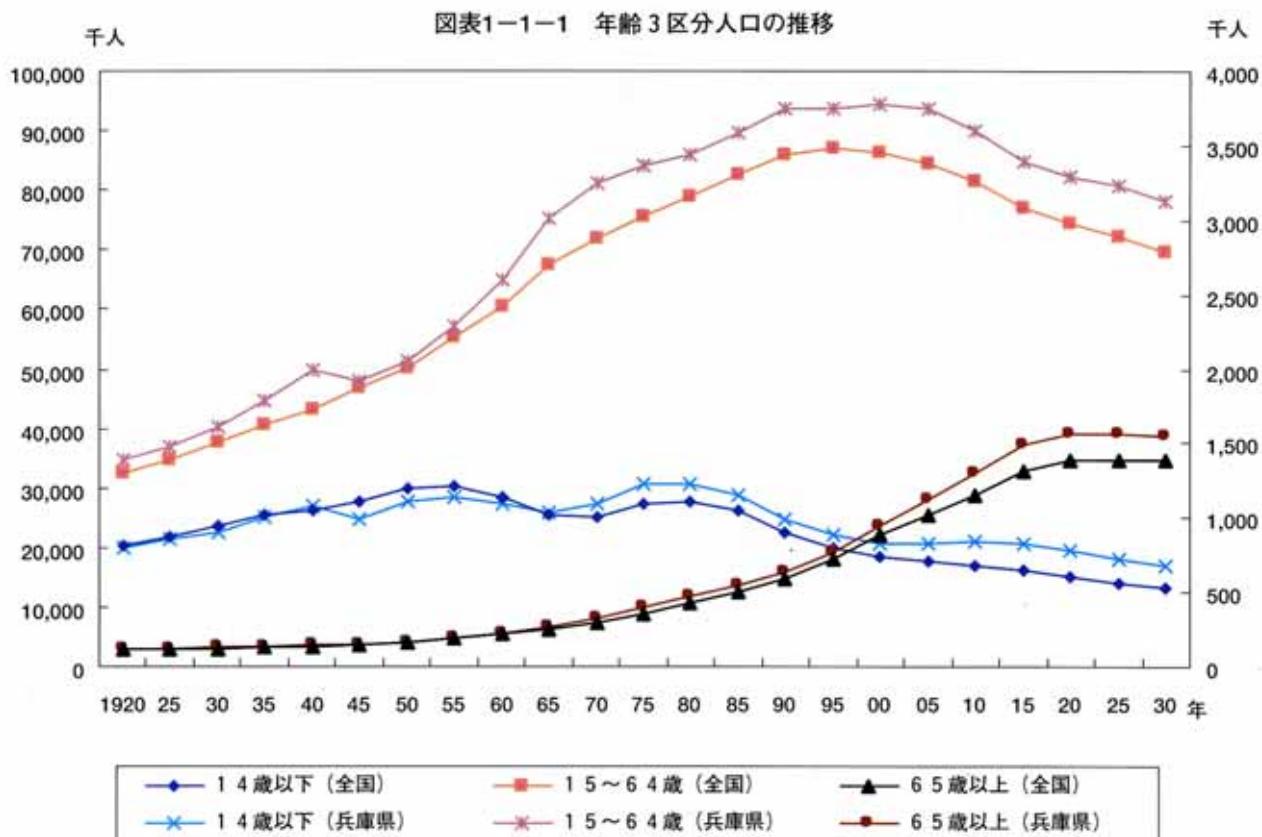
これに対し、女性の社会進出が加速し、ますます少子化が進むのではないかと心配する声があります。しかし、同じく少子化が進む欧米先進国の例をみると、女性の労働力率が高い国は出生率も比較的高く、女性の労働力率が低い国の方が、出生率も低いというパラドックスがみられます。

前者に共通しているのは、男性も女性も仕事と家庭を両立できる男女平等政策が進んだ国だということです。一方、後者に共通するのは「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識が根強い社会だということではないでしょうか。

日本でも、少子化の背景には固定的な性別役割分担や職場優先の企業風土があることが指摘されています。しかし、これからの中子・高齢社会には、男性も女性も仕事と家庭や地域社会の活動などを両立できる男女共同参画社会の実現が求められているのです。

1. 少子・高齢社会の到来

2050年…3人に1人が高齢者となる



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2001/2002版」、「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」
兵庫県「21世紀兵庫県長期ビジョン」

少子化が進む結果、どのような人口構成となるのでしょうか。

人口の推移を年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老人人口(65歳以上)の3区分に分け、今後の予測を示したのが、図表1-1-1です。

第2次世界大戦後には、生産年齢人口と老人人口が増加し、年少人口が減るという状況が続いていました。

しかし、1997年に老人人口が年少人口を上回り、

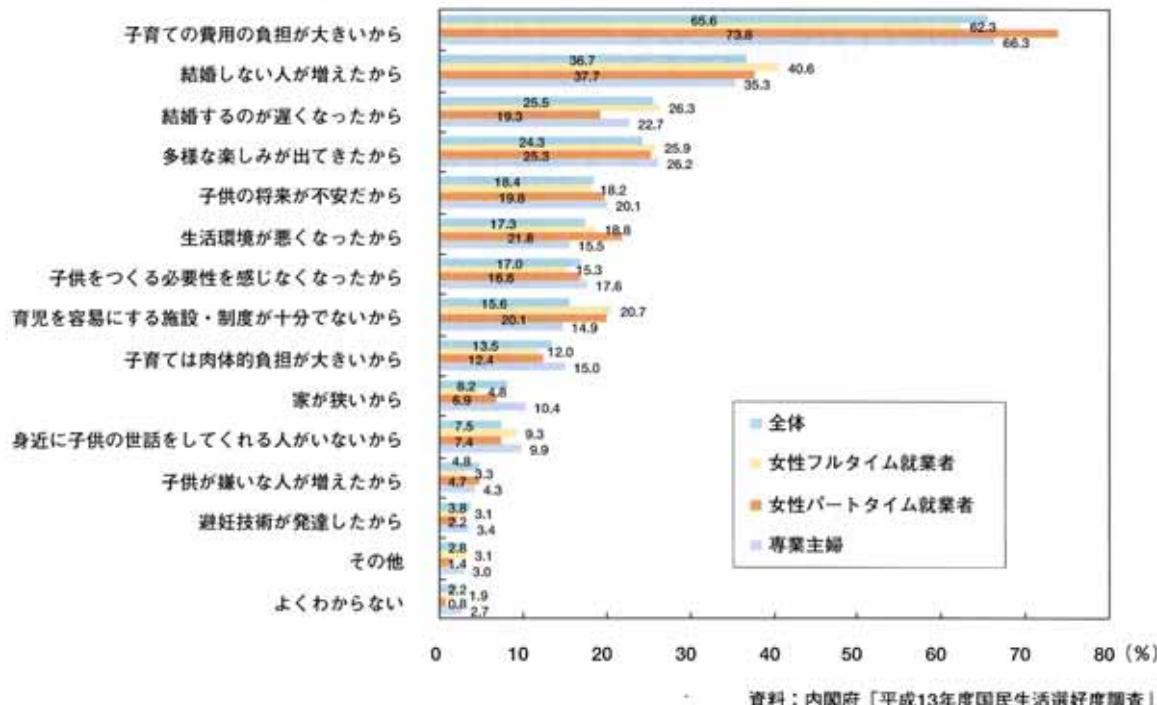
以後、その開きは広がり続けています。

また、2002年には、65歳以上の人口は2,363万人で、総人口に占める割合(高齢化率)は18.5%になりました。出生数は、2003年まで3年連続で減少しており、また、2003年は死亡数が戦後の混乱期以外では、初めて100万人の大台を突破しています。したがって、自然増加数は9万6,000人となる見通しで、これは人口減少時代が近づいたことを示すものです。(図表1-1-1)

2. 出生率低下の原因は…

多額の子育て費用

図表1-2-1 出生率低下の原因だと思うこと（複数回答）



資料：内閣府「平成13年度国民生活選好度調査」

内閣府の国民生活選好度調査によると、下がり続ける出生率の原因として、「子育ての費用の負担が大きいから」をあげた人の割合が65%と、他の理由に比べ抜きんでて多く、「結婚しない人が増えた」「結婚するのが遅くなった」「多様な楽しみが出てきた」というライフスタイルの変化を理由にあげる人がそれに続いています。（図表1-2-1）

日本では、妊娠・出産、幼稚園・保育所や学校、塾・けいこごとの費用が家計を圧迫しており、家計消費に占める教育費の割合は、世帯主が40～

49歳の家庭では9.8%で、これはアメリカ1.4%、イギリス2.0%などの他国に比べて突出しています。

（参考資料：平成12年度家計調査年報（総務省）、Consumer Expenditure Survey 2000（アメリカ労働省）、Family Spending 2000-01（イギリス労働省））

國も15歳以下の子どもを扶養する世帯を対象にした「子育て減税」の実施を検討課題とするなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組もうとしています。

ほしい子どもの数も減少

夫婦にとっての理想的な子どもの数（理想子どもの数）と、実際に持つつもりの子どもの数（予定子どもの数）を調査した出生動向基本調査（2002年国立社会保障・人口問題研究所）では、平均理想子どもの数は2.56人、平均予定子どもの数は2.13人で、平均予定子どもの数は結婚後15年未満の夫婦を中心に減少し、予定期と理想数との差が広がっています。特に結婚後5年未満の若い夫婦では、1990年代以降、理想、予定期とともに低下しています。（図表1-2-2）

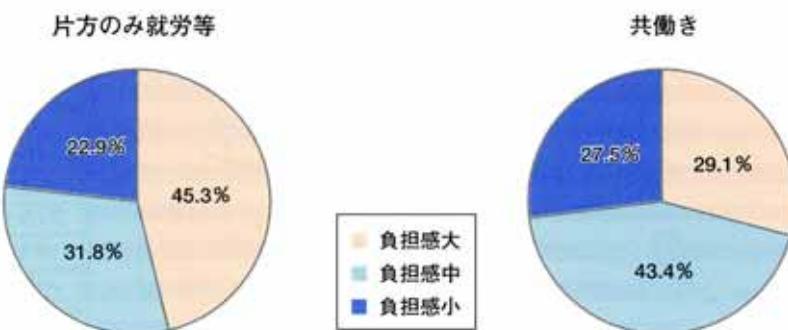
図表1-2-2 平均理想子どもの数と平均予定子どもの数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」

■専業主婦の負担感

図表1-2-3 子育てをしている女性の子育ての負担感



資料：(財)こども未来財団「子育てに関する意識調査」(平成12年)

子育て中の女性では専業主婦よりも働く女性の方が、時間のやりくりや子どもが急な病気にかかった場合の仕事の調整などで、より厳しい状況におかれていると考えられています。しかし「子育ての負担感が大きい」と回答しているのは共働き女性は29.1%、専業主婦が45.3%と、専業主婦の方が

はるかに多いのです。男性の負担感での、共働きか否かによる負担感の差は小さいことから、一日中、子どもの世話をする母親の心身の負担を軽減する子育て支援や、男性の労働時間を短縮し、子育てに時間をとることなどが必要です。

(図表1-2-3)

■下がる専業主婦の出生児数

図表1-2-4 妻の就業経歴別にみた平均出生児数の推移

(結婚継続期間10~14年の夫婦についての全国平均)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」(2002年)

注：妻の就業経歴の定義については、以下のように分類されている。

- 就業継続型：結婚前就業～第1子出産後就業～現在就業
うち正規継続型：結婚前正規雇用～第1子出産後正規雇用～現在正規雇用
- 再就職型：結婚前就業～第1子出産後無職～現在就業
- 専業主婦型：結婚前就業～第1子出産後無職～現在無職

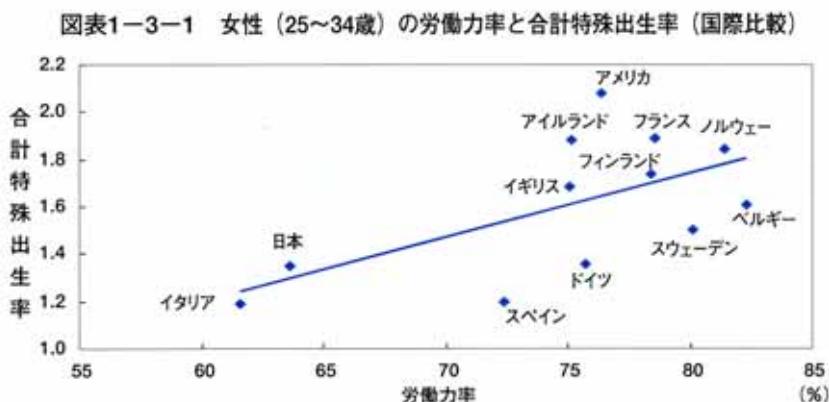
女性が仕事を持つことが、出生率低下の原因であると言われているようですが、妻の就業経歴別にみた平均出生率の推移では、必ずしもそうではないことがあります。結婚継続期間が長くなるほど、専業主婦の平均出生児数よりも働いている妻の平均出生児数の方が上回っているというデータ

もあります。専業主婦の平均出生児数は全国平均で、2002年には2.11人と、5年前に比べ、0.18人減っています。

出産後も働き続けている（就業継続型）女性や再就職した女性の方が、専業主婦よりも産む子どもの数が多いのです。（図表1-2-4）

3. 女性が働きやすい社会ほど出生率が高い？

■労働力率と出生率の関係

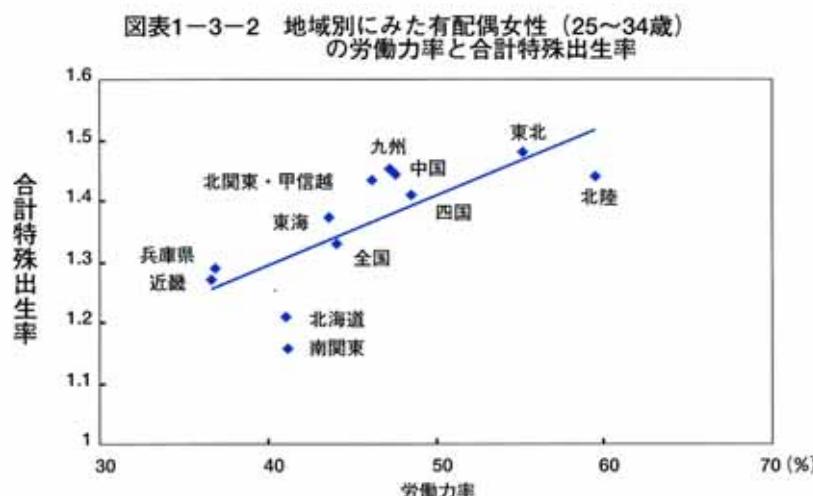


資料：ILO, Yearbook of Labour Statistics
Council of Europe, Recent demographic developments in Europe 2000
CDC,DHHS,National Vital Statistics Reports,April 17,2001
国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2003年版」

各国における25歳から34歳の働いている女性の割合（労働力率）と出生率の関係を見ると、出生率の低い日本、イタリアでは、労働力率も低く、出生率の高いアメリカ、フィンランド、ノルウェーなどでは労働力率も高くなっています。出生率と労働力率にはゆるやかな相関関係がみられます。これは、女性が働きやすい社会ほど出生率が高いことを示していると言えるのではないでしょうか。

（図表1-3-1）

出生率が低いところほど、労働力率が低いという傾向は、日本国内でも見られ、出生率の低い近畿、南関東、北海道などの労働力率に比べ、出生率の高い北陸、東北の労働力率が高いことがわかります。少子化に歯止めをかける一つの方策として、女性が働き続けながら、出産・子育てのできる制度や環境の整備が求められます。（図表1-3-2）



資料：総務省統計局「国勢調査報告」2000年、厚生労働省「人口動態統計」2001年により
厚生労働省政策評議官室作成（平成15年版厚生労働白書）に兵庫県を追加
注：九州ブロックは沖縄県を除く。

	合計特殊出生率
北海道	1.21
東北	1.48
北関東・北信越	1.43
南関東	1.16
北陸	1.44
東海	1.37
近畿	1.27
中国	1.44
四国	1.41
九州	1.45
全国	1.33
兵庫県	1.29

■少子化に歯止めをかけるために

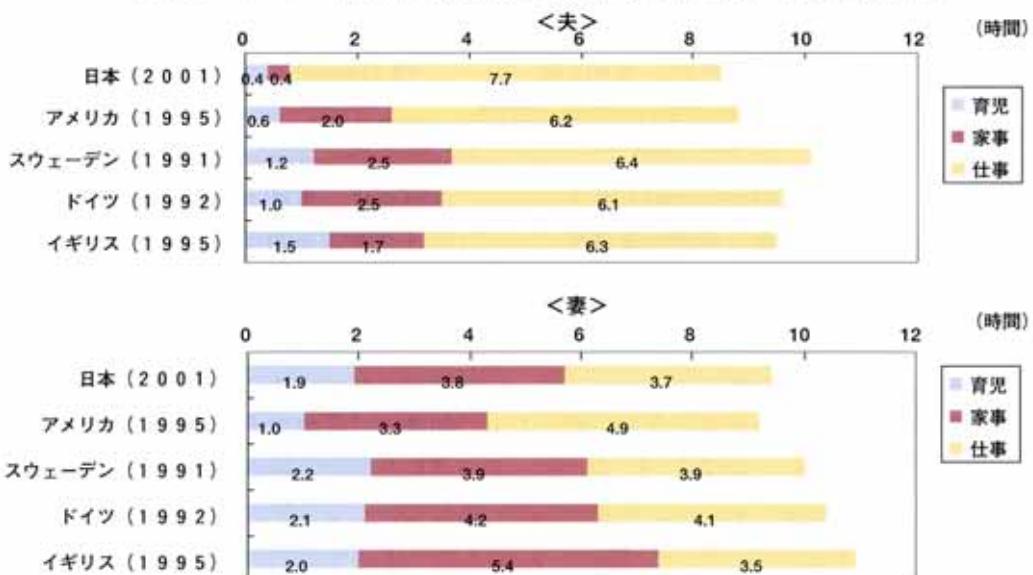
少子化に直面した先進国では、育児休業制度の改正や保育サービスの多様化など、仕事と家庭の両立支援に取り組み、出生率の回復を図っています。フランスでは、1990年代に1.6前後に落ち込んだ出生率が、育児手当の拡充や「父親休暇制度」

の導入などにより、2000年には1.89に上昇しています。また、日本と同じく出生率が1.3前後と少子化が深刻なドイツ、イタリアでも少子化に歯止めをかけるため、育児手当や父親の育児休暇制度の充実を図るなどの対策をとっています。

4. 役割分担意識にしばられて

夫は仕事、妻は仕事も育児・家事も

図表1-4-1 育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較



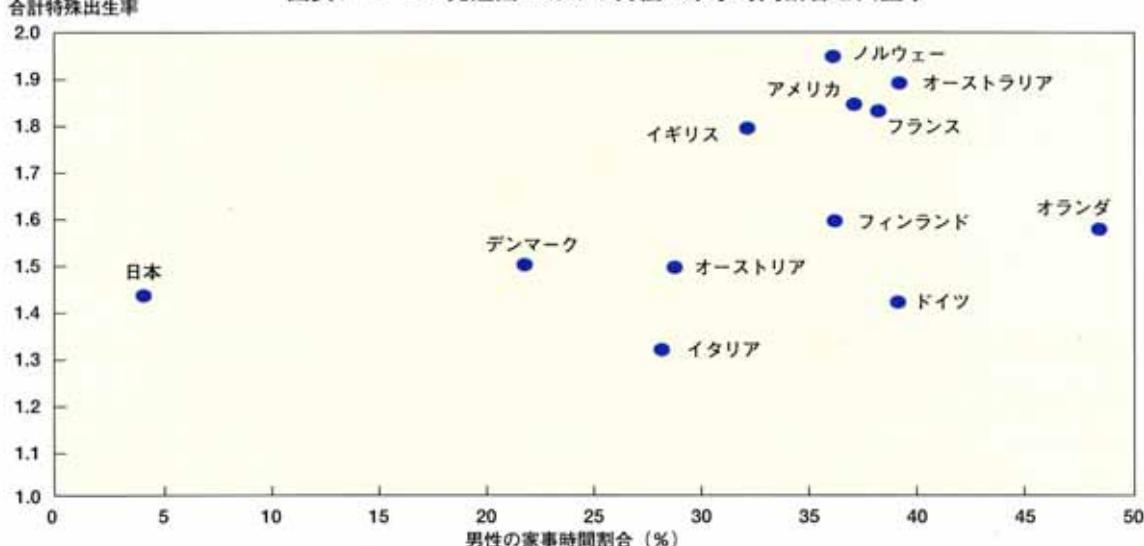
資料:内閣府「平成15年版男女共同参画白書」

5歳未満（日本は6歳未満）の子どものいる夫婦の1日の育児・家事時間と仕事時間の割合を見ると、日本では、夫の育児・家事時間が0.8時間で、スウェーデンの3.7時間、ドイツの3.5時間に比べ、著しく短いことがわかります。また、各国と比べ、日本では夫婦の差が4.9時間と大きいことも特徴です。家事時間と仕事時間を合わせた合計も、夫8.5時間に対し、妻は9.4時間で妻の方が長くなっています。

ます。夫の時間の大半が「仕事」であるのに対し、妻は「仕事、家事、育児」と多岐にわたっており、妻により多くの負担がかかっていることがうかがえます。（図表1-4-1、1-4-2）

これは、「仕事優先」になりがちな日本男性の働き方や男女間の賃金格差の問題に加え、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識も影響していると考えられます。（P22 図表4-1-2）

図表1-4-2 先進国における男性の家事時間割合と出生率



資料：厚生労働省「2001年女性労働白書」、欧米諸国はUNDP（1995）、日本は総務省統計局「平成8年社会生活基本調査報告」

注：男性の家事時間割合は、経済活動（通勤時間を含む）と家事・育児・介護活動の合計時間（週平均）に占める後者の割合。データ年次は、各国の調査時点が異なるため1985～1992年にまたがる。

■男性も育児休暇を

図表1-4-3 男女別育児休業取得率

	休養を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	計	女性	男性		
2002年	100.0	98.1(99.8)	1.9(0.2)	64.0(71.2)	0.33(0.05)
1999年	100.0	97.6(97.6)	2.4(2.4)	56.4(57.9)	0.42(0.55)
1996年	100.0	99.4(99.2)	0.6(0.8)	49.1(44.5)	0.12(0.16)

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2002年度、1999年度、1996年度）

() 内は30人以上規模事業所の数値。1996年度は、育児休業制度の規定がある事業所を対象

男性の育児参加は、女性の子育ての負担や不安を軽減するとともに、少子化対策の重要な要素であるといえます。しかし、男性の育児休暇の取得率は、0.33%と低く、育児休暇取得者に占める男性の割合は1.9%に過ぎません。制度が整っていたとしても、前例がない、職場の理解が得られない、仕事を長く離れることにためらいがあるなど、なかなか取りにくいのが現状です。（図表1-4-3）

政府は、男性の育児休暇取得率10%を目標に育児・介護休業制度の見直しに着手しています。夫婦で安心して子どもを生み育てるためには、男性を含めた働き方の見直しを図り、男性も女性も「家庭も、仕事も」両立できる社会をつくることが求められています。そのためには、制度の整備に加え、「子育てをする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図る必要があります。

一人ひとりの子育てに支援を

兵庫県では「まちの子育て広場」の設置や、父親の子育て参加、仕事と家庭の両立を促進するセミナーの開催など、母親にかかる子育ての負担を軽減する取り組みがなされています。しかし、ひとりで子育てをしている父親・母親への支援はどうでしょうか？

「母子及び寡婦福祉法」は平成15年4月に一部改正され、母子家庭の母親が、仕事を持つて自立することを支援しようとしています。しかし、子どもと過ごす時間が不足することなど、ひとりで育てることで親自身が持つ不安感を軽減するための支援も必要なのではないでしょうか。

平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律に基づき、母子・父子家庭への支援、男性を含めた働き方の見直し、子育てと仕事の両立支援などの具体的な施策の検討が進められています。

少子化対策を進めるためには、一人ひとりのライフスタイルや価値観の違いを認め、尊重する視点も忘れてはならないと思います。

「男女共同参画社会へ」 ～意思決定の場への女性の参画～

1. 国際的にまだ低い日本の女性の参画

図表2-1-1 HDI値とGEM値の国際比較

HDI値		GEM値	
順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	1	アイスランド
2	アイスランド	2	ノルウェー
3	スウェーデン	3	スウェーデン
4	オーストラリア	4	デンマーク
5	オランダ	5	フィンランド
6	ベルギー	6	オランダ
7	米国	7	オーストリア
8	カナダ	8	ドイツ
9	日本	9	カナダ
10	スイス	10	米国
11	デンマーク	11	オーストラリア
12	アイルランド	12	ニュージーランド
13	イギリス	13	スイス
14	フィンランド	14	スペイン
15	ルクセンブルグ	15	ベルギー
16	オーストリア	16	アイルランド
17	フランス	17	イギリス
18	ドイツ	18	バハマ
19	スペイン	19	コスタリカ
20	ニュージーランド	20	バルバドス
21	イタリア	21	ポルトガル
22	イスラエル	22	トリニダード・トバゴ
23	ポルトガル	23	イスラエル
24	ギリシャ	24	スロバキア
25	キプロス	25	ポーランド
26	香港	26	シンガポール
27	バルバドス	27	スロベニア
28	シンガポール	28	チェコ
29	スロベニア	29	ナミビア
30	韓国	30	ラトビア
31	ブルネイ	31	ボツワナ
32	チェコ	32	イタリア
33	マルタ	33	エストニア
34	アルゼンチン	34	キプロス
35	ポーランド	35	フィリピン
36	セイシャル	36	クロアチア
37	バーレーン	37	ドミニカ
38	ハンガリー	38	ボリビア
39	スロバキア	39	ペルー
40	ウルグアイ	40	ギリシャ
41	エストニア	41	ハンガリー
42	コスタリカ	42	ウルグアイ
43	チリ	43	メキシコ
44	カタール	44	日本
45	リトアニア	45	マレーシア

資料：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(2003年)

1990年代以降、政治、経済分野などの政策・方針決定の場への女性の参画が急速に進んでいます。ところが、国際的にみると、日本はまだまだ低い水準にあります。

経済、教育、生活水準を比較した2003年の国連開発計画のHDI値（人間開発指数）では、日本は175カ国中9位と上位に位置しています。ところが、女性の参画度を示すGEM値（ジェンダー・エンパワーメント指数）では70カ国中44位と大きく後退しています。（図表2-1-1）

*HDI (Human Development Index : 人間開発指数)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」および「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度も複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出している。

*GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。

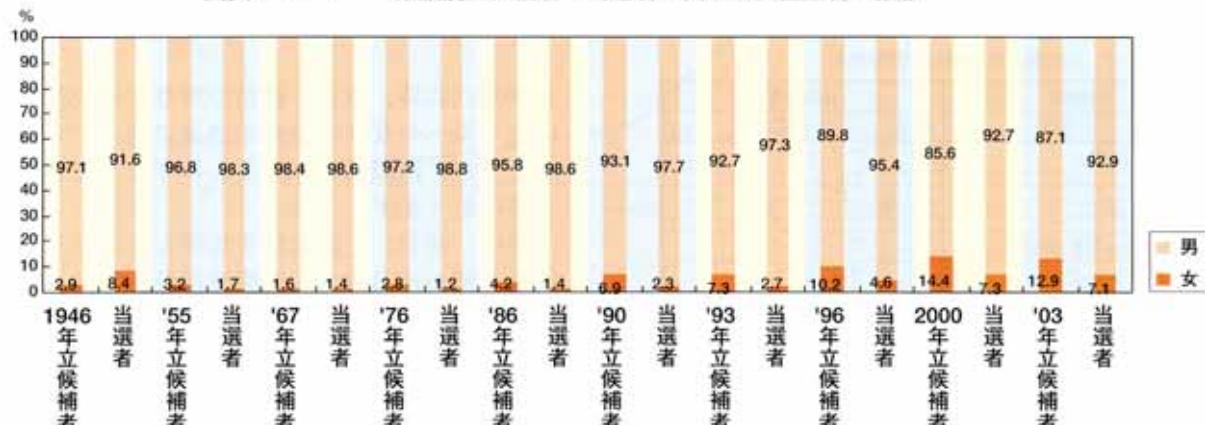
HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMはそのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てている。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職、管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

2. 政治の場での女性

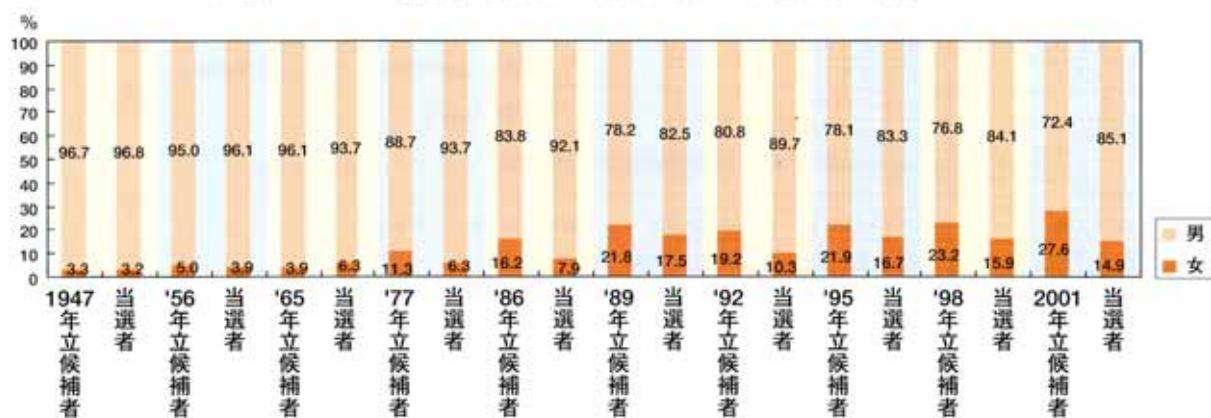
■ 増えてはきたけれど…

図表 2-2-1 衆議院立候補者・当選者に占める女性割合の推移



資料：総務省調べ

図表 2-2-2 参議院立候補者・当選者に占める女性割合の推移

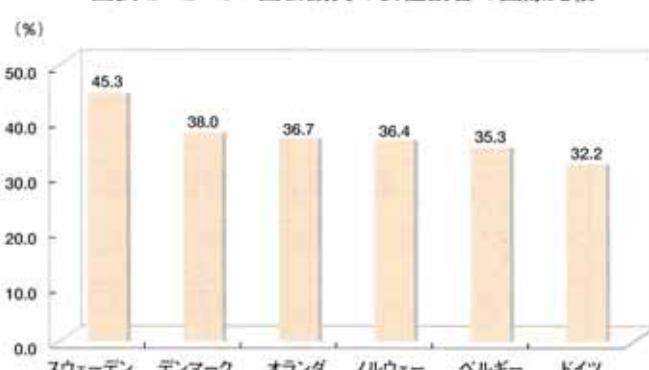


資料：総務省調べ

国会議員に占める女性の割合は、1980年代後半あたりから増加傾向にあります。2003年11月現在、衆議院が7.1%、参議院は14.6%となっています。立候補する女性も着実に増え、とくに1990年代以降は、立候補者に占める女性割合は2ケタ台の高さで、政治参画への意欲が高まっています。

ただ、欧米では国会議員の女性比率が30～40%台を占めるところが多く、増えたとはいえ日本の国政への女性の参画は、まだまだ低い水準にとどまっています。(図表2-2-1、2-2-2、2-2-3)

図表 2-2-3 国会議員の女性割合の国際比較

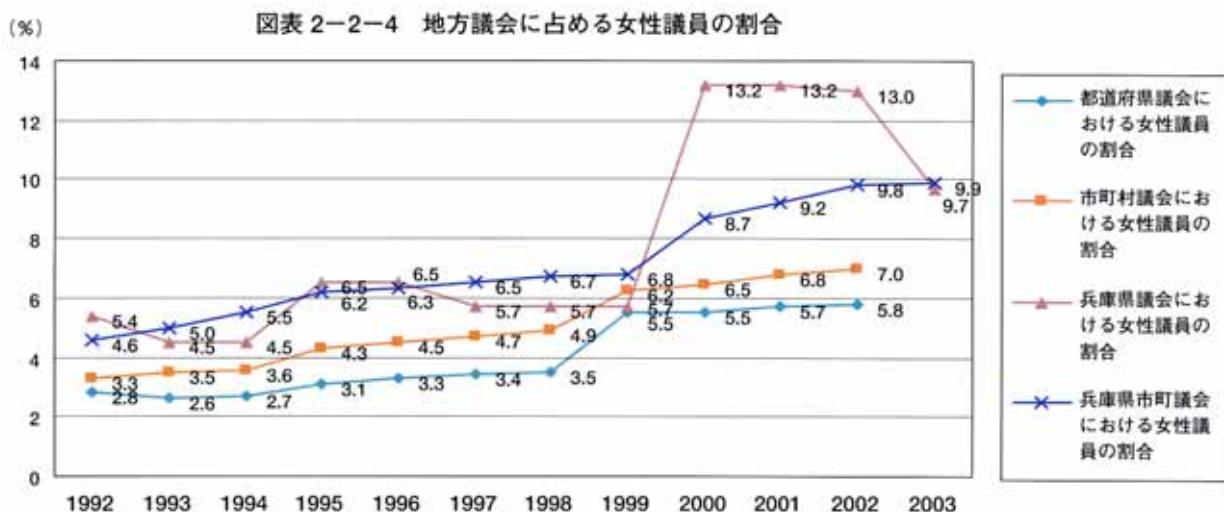


資料：Inter-Parliamentary Union

注：1 2004年1月30日現在の数値

2 二院制のところは下院のみ

女性議員比率は都市で高く、農村で低い



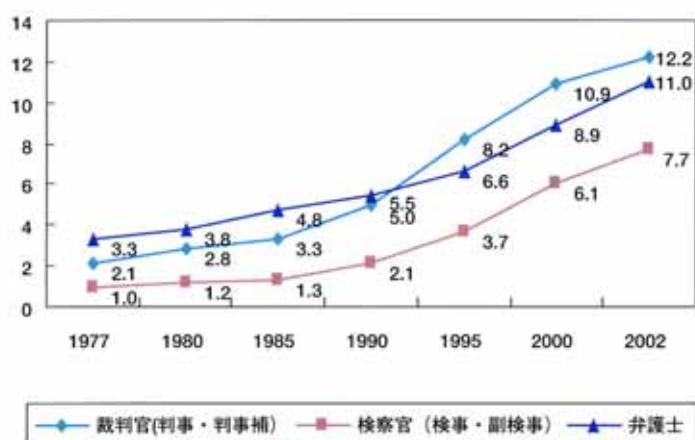
資料：兵庫県県民政策部調べ

地方政治への女性の参画は、しだいに進んでいます。10年前にはわずか2~3%だった地方議会の女性議員比率は、2002年末で都道府県議会が5.8%、市町村議会は7.0%になっています。特別区議会や政令指定都市の市議会では2ヶタ台を占めています。ただ、女性議員が1人もいない議会が町村議会の半数にのぼり、農村部ほど女性の参画が遅れているのが実情です。

兵庫県では、県議会の女性議員比率は2003年で9.7%、市町村議会は9.9%と、全国平均を上回っています。淡路町の町議会では女性比率41.7%、これは神奈川県・大磯町、大阪府・島本町に次ぐ全国3位の高さです。兵庫県は女性の政治参画が比較的進んでいますが、もっと進めていきたいものです。（図表2-2-4）

3. 司法分野で増えてきた女性の参画

(%) 図表 2-3-1 専門職（司法）に占める女性の割合



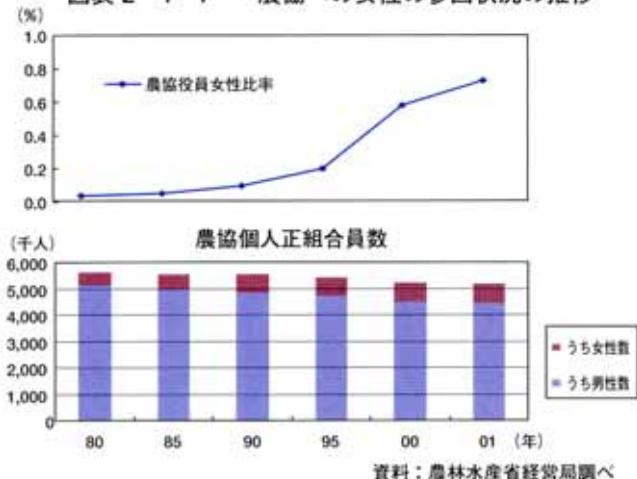
最近は裁判官、検察官、弁護士という司法分野でも、女性の進出が目立ちます。2002年の裁判官の女性割合は12.2%と、1977年の2.1%から大幅に伸びています。検事、副検事は7.7%で、1977年の1.0%から約7倍増、弁護士の女性割合は11.0%と、1977年の3.3%から3倍以上に増えました。

司法試験の受験者に占める女性割合が増加傾向にあるため、今後、さらに司法分野への女性の参画が進むことが期待されます。（図表2-3-1）

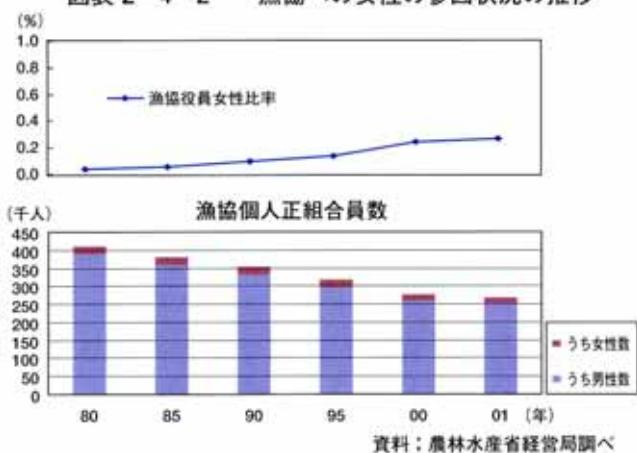
資料：内閣府「女性の政策決定参画状況調査」（2002年8月）

4. 農林漁業におけるパートナーシップ

図表 2-4-1 農協への女性の参画状況の推移



図表 2-4-2 漁協への女性の参画状況の推移



図表 2-4-3 兵庫県農業経営士・女性農業士・女性漁業士の人数

年 度	農業経営士	女性農業士	女性漁業士
1989	69	20	4
1995	73	53	9
2000	73	60	8
2001	91	53	8
2002	86	44	7
2003	80	41	7

各年4月1日現在の数値

資料：兵庫県農林水産部調べ

農業就業人口の6割近くを女性が占め、女性は農業の重要な担い手となっています。しかし、家族従事者が多いため、農協の個人正組合員に占める女性の割合は、2001年で14.8%です。漁協は5.7%にとどまっています。その結果、農協役員や漁協役員の女性比率も1%に満たない状況になっています。

兵庫県では、農協の個人正組合員の女性割合は14.8%、役員に占める割合はわずか0.81%にすぎません。また、漁協組合員の女性割合は1.86%、役員はゼロとなっています。農林漁業分野では、依然として女性の政策・方針決定への参画は低い水準です。ただ、農業経営士は2003年に80人、女性農業士は41人、女性漁業士は7人と、農林漁業分野のリーダーとなる人材はしだいに増えています。

(図表2-4-1、2-4-2、2-4-3)

*農業経営士・女性農業士・女性漁業士

兵庫県では、優れた農業経営を実践しつつ、地域農業の振興と農村青少年の指導的役割を果たしているリーダーを「農業経営士」として認定してきている。さらに、農業に果たす女性の役割を評価するため、農業や漁業に従事しつつ、農林水産業の振興と農漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている女性リーダーを「兵庫県女性農業士・女性漁業士」として認定している。

5. 企業・団体分野の女性

女性のトップは少数派

図表 2-5-1 全国市・区商工会議所役員の女性比率
(単位:人)

	総 数	うち女性数	女性比率
会頭	526	1	0.2%
副会頭	1,575	10	0.6%
常議員	14,109	約100	0.7%

資料:日本商工会議所調べ

注:2001年3月現在

企業経営の分野では、女性のトップはそれほど多くありません。2001年6月末現在の帝國データバンクの調査によると、女性社長は全国で約6万4千人で、全体の5.6%にとどまっています。

また、全国の市・区商工会議所の常議員の女性割合はわずか0.7%、会頭は526人中たった1人で0.2%にすぎず、副会頭は1,575人中10人、0.6%となっています。(図表2-5-1)

なお、2002年3月現在の会頭526人のうち女性は2人、女性比率0.4%と増えてはいるものの微々たる数にすぎません。

専門職の女性も少なく

図表 2-5-2 各種団体・機関における女性の登用

	会員				役員総数	役員に占める女性比率	女性の登用に際して留意している点等
	総数(人)	男性の総数	女性の総数	女性の割合			
【医療関係】							
日本医師会	156,666	137,241	19,425	12.4%	30	6.7%(2人)	会員の啓発のため、研修会、講習を行い、あわせて、生涯教育は発行物を通して年中行っている。 (注)役員数は2002年4月1日現在の数値
日本薬剤師会	95,300	43,466	51,834	54.4%	34	11.8%(4人)	正副会長は選挙により選出されるが、常務理事、理事については会長指名のため、女性を必ず登用するようにしている。
【会計関係】							
日本公認会計士協会	18,046	16,205	1,841	10.2%	85	4.7%(4人)	本支部とも役員選挙で選出
日本税理士会連合会	59,540	53,171	6,369	10.7%	128	2.3%(3人)	
【マスコミ関係】							
日本新聞協会	職員 54,565	49,089	5,476	10.0%	-	-	職員数は協会加盟企業(新聞・通信78社)の職員数(2000年4月1日現在)。役員は加盟企業の推薦によっており、総数50人、女性役員0人。このため、女性登用に留意する余地はない。
日本民間放送連盟	職員 27,835	22,004	5,831	20.9%	-	-	職員数は連盟加盟企業職員数(2001年7月末現在)。役員は加盟企業の推薦によっており、総数42人、女性役員0人。
日本放送協会	職員 12,268	11,100	1,168	9.5%	15	6.7%(1人)	

資料:内閣府「女性の政策決定参画状況調査」2002年8月

医師や薬剤師、公認会計士、税理士、マスコミなどの専門職に従事する女性は増えています。しかし、従事者に占める女性割合は薬剤師を除けば、まだ10~20%台にすぎません。

政策・方針決定に重要な役割を果たす各団体の役員の女性割合はさらに低く、日本医師会6.7%、日本薬剤師会11.8%、日本公認会計士協会4.7%、日本税理士会連合会2.3%などと、どの団体もまだ十分とはいえないません。(図表2-5-2)

活躍が目立つ農村女性

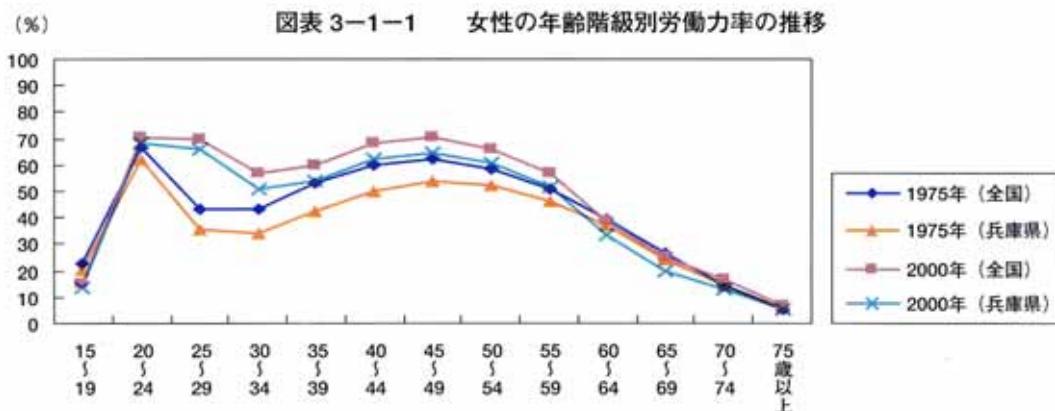
最近、農村部で女性による起業が活発化しています。2002年度の全国の女性起業数は7,735件にのぼり、前年度に比べ5.6%増となっています。地域の農産物を利用した食品加工が中心で、朝市など農産物の販売なども目立ちます。年間売上額300万円未満が6割を占めるなど、零細なところがほとんどですが、1,000万円以上売り上げるところも12%になっています。

兵庫県内の2002年度の起業数は156件で、やはり食品加工が中心です。こうした元気な女性たちの活動が、地域を活性化するとともに、農村部に根強い固定的な性別役割意識を変えていくかもしれません。

男女共同参画社会へ ～就業分野への女性の参画～

1. 女性の働き方の現状は？

M字型曲線が少し変化



資料：総務省統計局「国勢調査」

1975年と2000年を比較すると、女性の働き方は少し変化してきています。年齢階層別労働力率はまだ、全体的にはM字型曲線を描いてはいるものの、労働力率が一番落ち込む30歳代前半で、全国平均で13.8ポイント、兵庫県では16.7ポイント上昇しています。また、2000年の統計では20代後半の労働力率の上昇があり、M字型曲線に変化のきざしを示しています。特に兵庫県では25年の間に

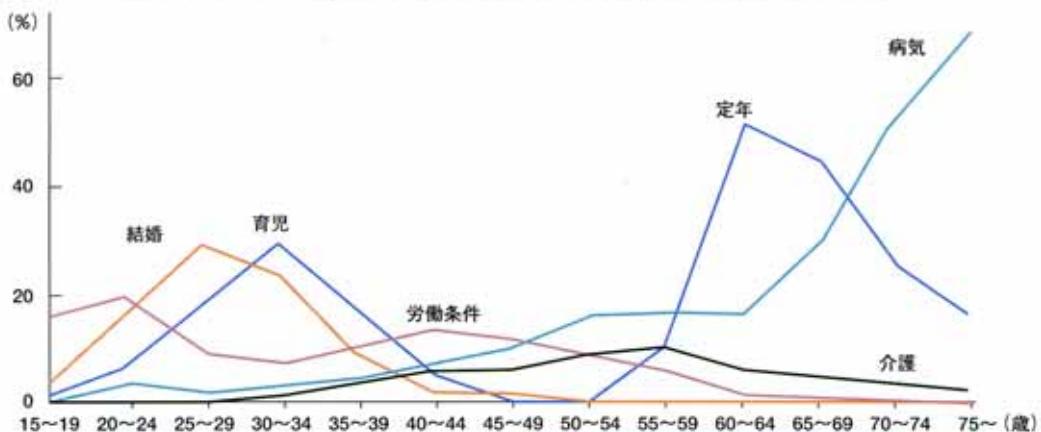
この年齢層の労働力率は30.3ポイント上昇し、大きな変化をみせています。（図表3-1-1）

働き方の変化の背景には女性の職業継続意識の高まりと、晩婚化、晩産化の影響があるとみられます。

（参考資料：人口動態統計特殊報告「出生に関する統計」厚生労働省2002年）

まだまだ不十分、仕事と育児の両立支援

図表 3-1-2 離職した女性の離職理由別構成割合（1997、2000年）

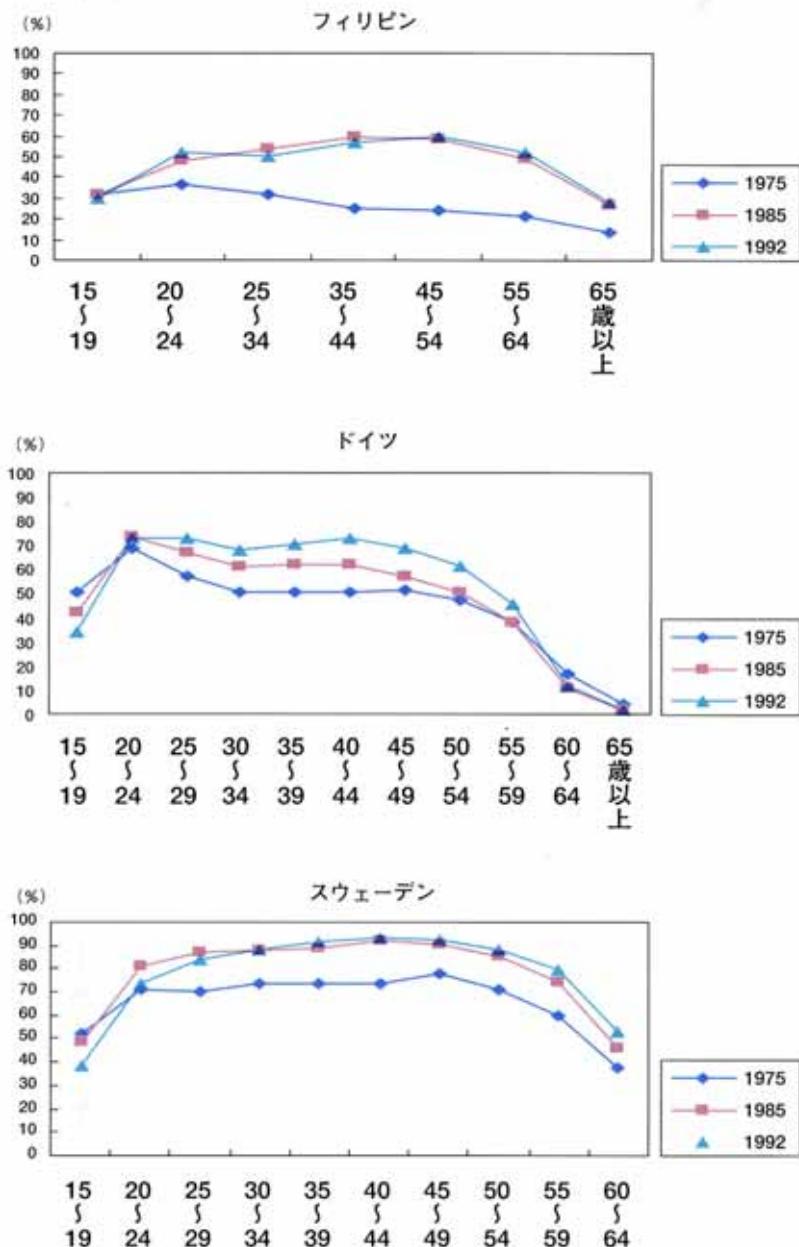


資料：男女共同参画会議基本問題専門調査会
「女性のチャレンジ支援策について 中間まとめ」2002年

原出所：「国勢調査」、総務省「就業構造基本調査」1997年

注：過去5年間に離職した女性（うち前職は雇用者）の離職理由別構成割合。

図表3-1-3



資料：ILO Yearbook of Labour Statisticsより作成。
1975年のフィリピン25歳から34歳は25歳から29歳。
35歳から44歳は30歳から44歳
1975年のドイツ、スウェーデン30歳～34歳、35歳～39歳、
40歳～44歳は、30歳～44歳

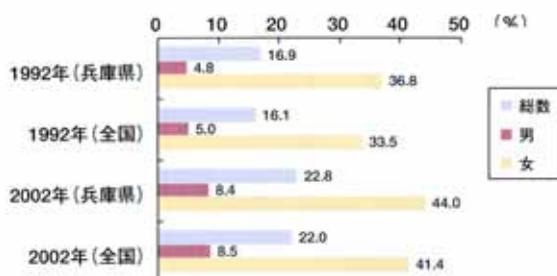
女性たちの就業・職業継続意識は高まっているとはいえ、20歳代から30歳代前半の離職理由は今も変わらず「結婚」と「育児」が上位にあがっています。すでに1992年には、フィリピン、ドイツ、スウェーデンの年齢階級別労働率は、落ち込み

のない台型曲線に変わってきています。日本の女性の就業分野への参画のためには仕事と育児の両立支援がもっと必要であると考えられます。
(図表3-1-2、3-1-3)

2. 厳しい女性の労働条件

■女性労働者の4割がパート、アルバイト～勤続年数は長くなっている

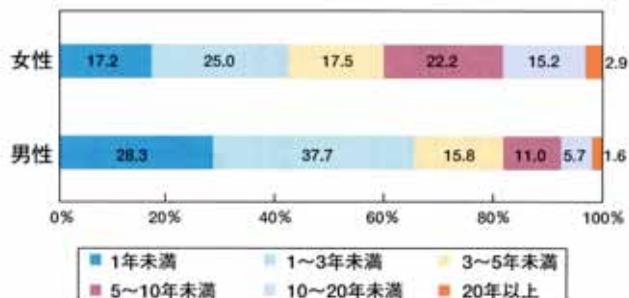
図表3-2-1 雇用者に占めるパート・アルバイトの割合



資料:総務省統計局「平成14年就業構造基本調査」

パートタイム労働者は男女ともに増加していますが、特に女性の場合は全体の41.4%（兵庫県では44%）がパートタイム、アルバイトで占められています。また、平均勤続年数をみると男性の場合、1年～3年未満が6割以上を占めるのに対し、女性の場合は3年以上が6割近くになり、パートタイム

図表3-2-2 性・勤続期間別パートタイム労働者割合



資料:厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(2001年)

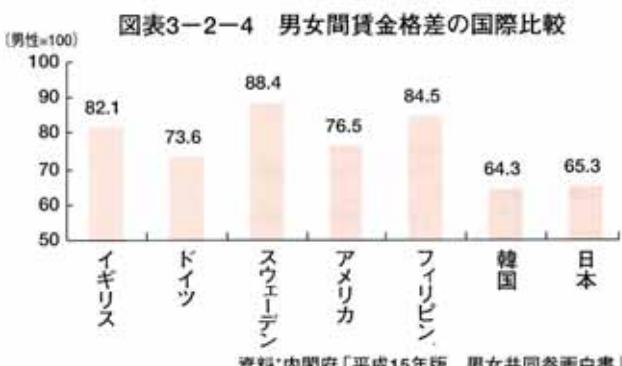
労働では女性の勤続年数が男性に比べて長くなっています。

これは女性の就労の受け皿がパートタイムとして常態化していることを示しており、就労の分野への男女共同参画の一つの障壁となっています。
(図表3-2-1、3-2-2)

■男女の賃金格差がなかなか改善されない

性・年齢階級別所定内給与額(単位:千円)

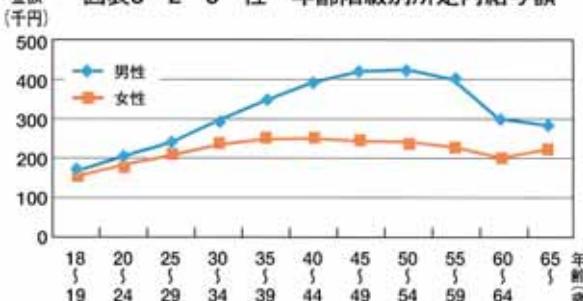
年齢	男性	女性
18～19	168.3	158.2
20～24	199.7	187.1
25～29	241.0	212.9
30～34	292.6	234.7
35～39	347.0	249.3
40～44	387.3	246.6
45～49	411.1	241.1
50～54	418.9	237.4
55～59	398.5	231.3
60～64	296.5	198.3
65～	281.0	216.2



資料:内閣府「平成15年版 男女共同参画白書」

- 注:1. ILO「Yearbook of Labour Statistics」(2002年)、
アメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States」より作成。
2. 男女間賃金格差は、男性賃金を100とした場合の女性賃金の値。
3. 賃金は常用一般労働者の決まって支給する現金給与額及び賞与額(時間、日、週又は月当たり比較)。
4. アメリカは1999年、他の国は2001年のデータ。
5. 労働者の範囲は、必ずしも統一されていない。

図表3-2-3 性・年齢階級別所定内給与額



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2002年)

女性と男性の賃金は初任給ですでに、月額10,100円、女性の方が低くなっていますが、一番格差のある50～54歳ではそれが181,500円の差に広がっています。特に女性の場合、35歳以上の賃金上昇がなく、グラフもいわゆる“寝たきり”状態で男女の賃金格差に拍車をかけています。

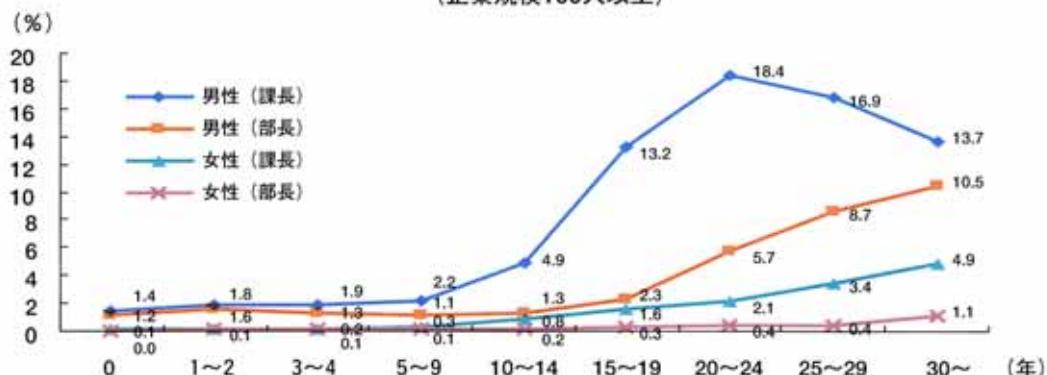
世界の国々と比較しても男女の賃金格差は著しく、これらの状況が、女性の職業継続意欲に影響を与えていることが考えられます。

(図表3-2-3、3-2-4)

3. 男女共同参画の職場にむけて

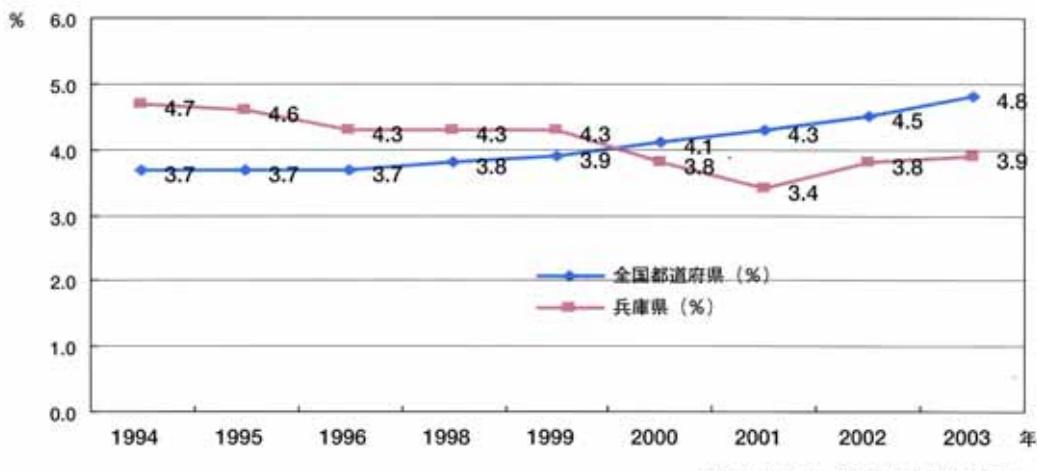
管理職に占める女性の割合はまだ少数

図表3-3-1 勤続年数階級別男女別一般労働者全体に占める管理職比率
(企業規模100人以上)



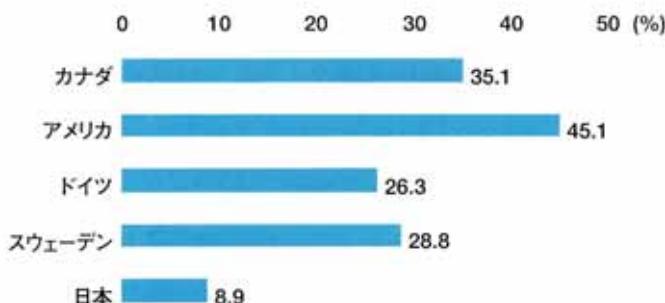
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2001年)

図表3-3-2 地方公務員管理職への女性登用の年次推移



資料：内閣府、兵庫県県民政策部調べ

図表3-3-3 管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較
(1999、2001年)



管理職の中に女性の占める割合8.9%は、欧米諸国と比較して、きわめて低い水準です。また、男性の管理職が課長、部長職レベルであるのに対して、女性の場合は係長、課長レベルにとどまっています。

地方公務員管理職への女性登用に関して、兵庫県は2000年を境に全国水準を下回っており、積極的な取り組みが必要です。

(図表3-3-1、3-3-2、3-3-3)

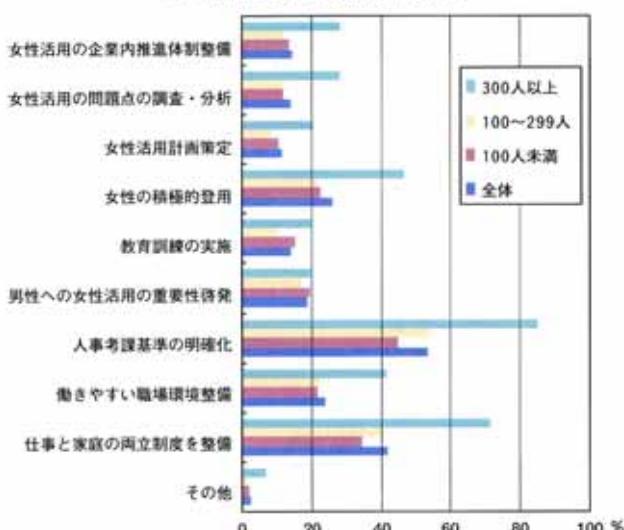
資料：男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について 中間まとめ」2002年
原出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics, 2000」総務省「労働力調査」

注：1 海外は1999年、日本は2001年(年平均)のデータ

2 カナダ、ドイツは15歳以上、アメリカは16歳以上、スウェーデンは16~64歳

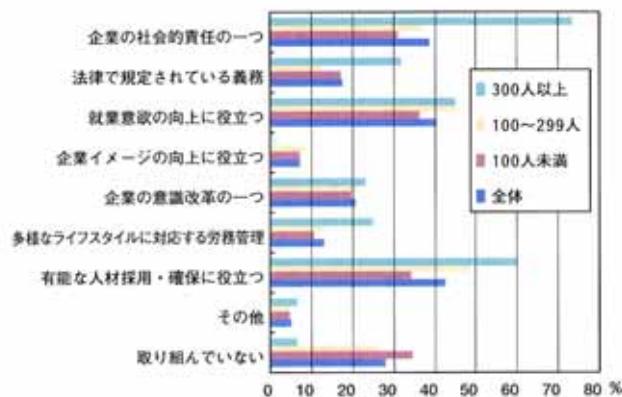
企業の取り組み～ポジティブ・アクションとその効果

図表3-3-4 ポジティブ・アクションの取組内容及び取り組んでいる事業所の割合



資料：兵庫県「雇用分野における男女共同参画に関する実態調査」(2002年)

図表3-3-5 ポジティブ・アクションに取り組む理由



資料：兵庫県「雇用分野における男女共同参画に関する実態調査」(2002年)

図表3-3-7 女性社員の活用と経営業績との関係

女性の活用状況		5年前と比較した売上指標(倍)
女性の活用状況能力発揮促進の取り組みに関する自己評価	進んでいる	111.5
	ある程度進んでいる	112.9
	あまり進んでいない	106.8
	進んでいない	97.8
5年前と比較した女性管理職比率の変化	大幅に増えた	173.7
	やや増えた	110.9
	現状維持	102.6
	やや減った	93.1
	大幅に減った	83.5

資料：(財)21世紀産業財団「企業の女性活用と経営業績との関係に関する調査」(2003年)

注：5年前の売上高を100とした場合の現在の売上高

兵庫県内でも女性の能力が十分に發揮されるよう促進していく(ポジティブ・アクション)取り組みを始めている企業が増えてきました。特に300人以上の事業所での取り組みが進んでいます。その内容は「人事考課基準の明確化」(53.6%)、「仕事と家庭の両立支援制度の整備」(41.9%)、「女性の積極的登用」(26.0%)が上位を占めています。また、理由としては「企業の社会的責任」「有能な人材採用・確保に役立つ」「就業意欲の向上に役立つ」が上位3位にあげられています。

図表3-3-6では、企業の人事・労務管理施策が企業における女性比率に大きく影響していることがわかります。経済産業省「男女共同参画研究会報告」(2002年)によると、利益率の高い企業ほど、女性比率が高いという結果が出ています。それは単に女性比率だけでなく女性が活躍できる風土(社風、人事・労務管理の仕組み)を持つ企業が業績をあげていると分析されています。

(図表3-3-4、3-3-5、3-3-6、3-3-7)

図表3-3-6 企業の人事・労務管理施策と女性比率の関係

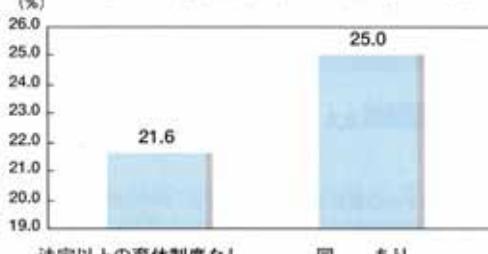
男女間の勤続年数格差と女性比率との関係



女性管理職比率と女性比率との関係



法定以上の育休制度の有無と女性比率との関係



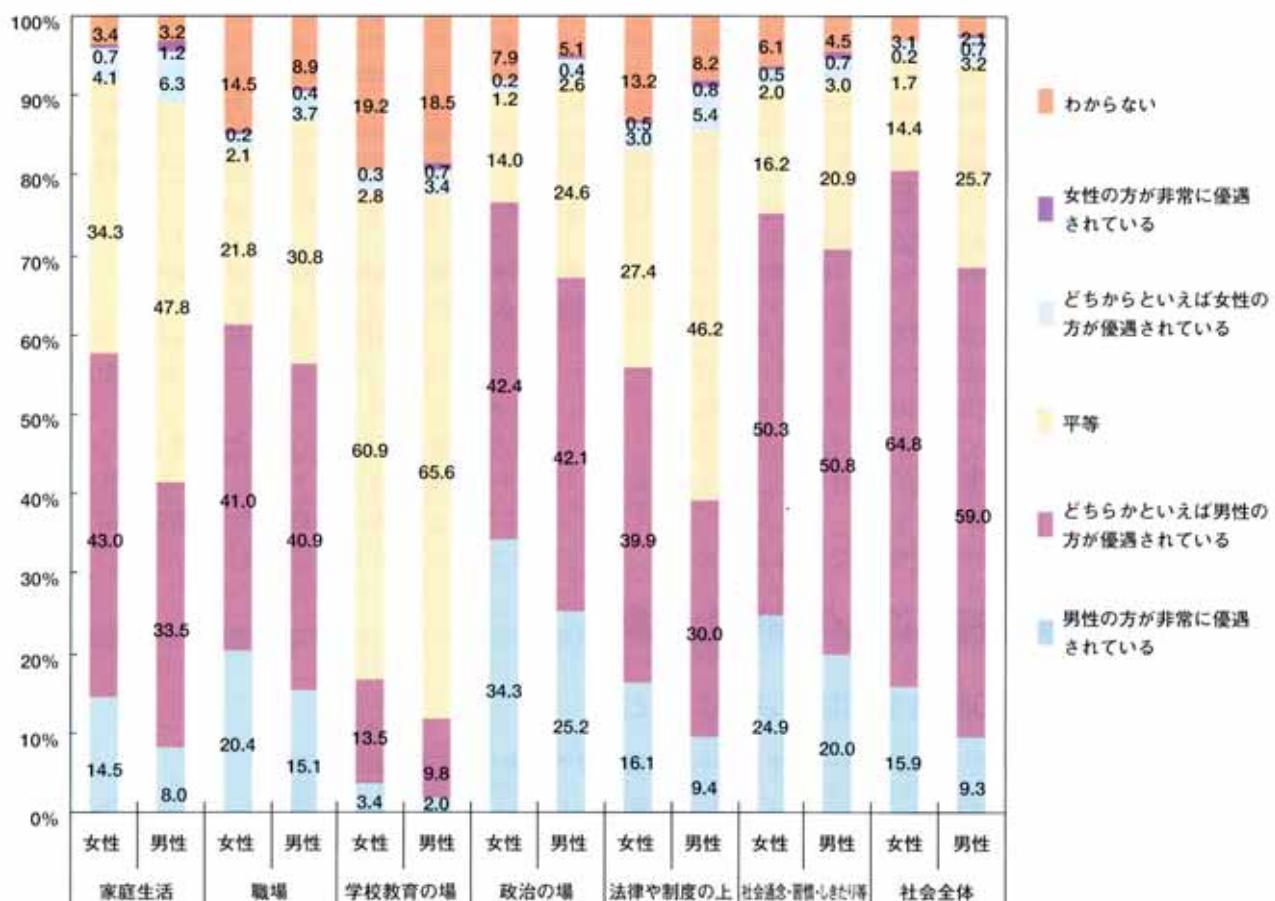
資料：経済産業省・男女共同参画研究会報告「女性の活躍と企業業績」

男女共同参画社会へ ～意識を変えよう～

1. 共同参画を阻む意識

現状認識の男女差

図表 4-1-1 男女の地位の平等感(全国)(2002年)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2002年)

男女の地位に関する現状の認識について、男女で差があります。

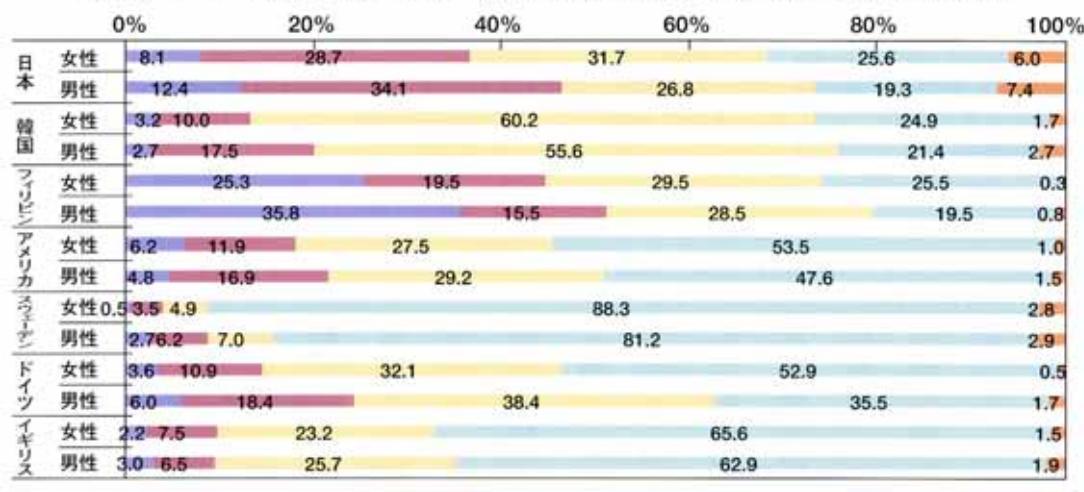
2002年に内閣府が行った調査によると、女性の80.7%、男性の68.3%は、社会全体で「男性の方が優遇されている」(「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含む)と感じています。特に「社会通念・習慣・しきたり等」については、女性の75.2%、男性の70.8%が男女間に不平等があると感じています。逆に、男女が共通して「平等」だと

感じているのは「学校教育の場」で、女性の60.9%、男性の65.6%が学校は男女平等であると感じています。

男女の間で平等感に10%以上の差がみられるのは、「法律や制度の上」「家庭生活」「政治の場」で、特に「法律や制度の上」「家庭生活」について、男性は半数近くの人が「平等」と考えているのに対し、女性では半数以上の方が「男性の方が優遇されている」と感じています。(図表4-1-1)

世界のジョーシキと日本の状況

図表4-1-2 固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



資料：内閣府「平成15年版男女共同参画白書」

注：内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」（平成14年度）、「男女共同参画社会に関する世論調査」（2002年7月）より作成。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別に基づいて役割を分担する考え方については、2002年の内閣府の調査によると女性の57.3%が「反対」（「どちらかといえば反対」を含む）だと答えていますが、男性では46.1%と、男女の間で10%以上の開きがあります。一方、男性の46.5%が「賛成」だと答えている

ことから、性別役割分担に関する男性の意識は「賛成」と「反対」でちょうど二つに分かれていることがわかります。

性別役割分担に「反対」だと考えている人が「賛成」する人を大きく上回っている諸外国の状況と比べると、日本はまだ、性別役割分担意識が強いことがわかります。（図表4-1-2）

2. 女性が職業を持つことの理想と現実

職業を通じた女性の社会参加は「よい」こと

図表4-2-1 様々な職業分野で女性が増える方がよいか



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2002年）

内閣府が2002年に行なった世論調査によると、「どちらかといえばよい」を合わせると女性の79.6%、男性の77.1%が様々な職業分野で女性が増えるのは「よい」ことだと考えています。

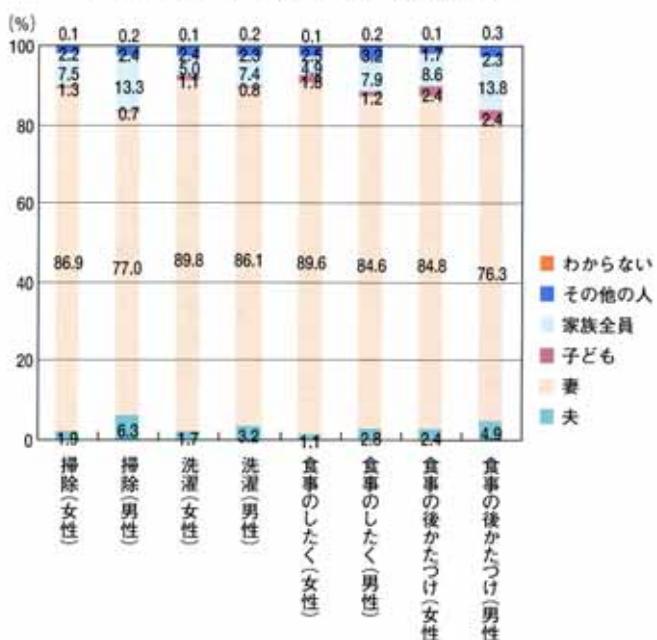
年齢別に見てみると、20歳代で84.5%、30歳代で88%、40歳代で82.3%、50歳代で79.3%、60歳代

で73.3%、70歳以上で65.1%の人が「よい」と考えています。

全ての年齢層において女性がさまざまな職業分野に進出すること自体を「よいとは思わない」人はわずかに過ぎません。（図表4-2-1）

でも家事は妻

図表4-2-2 家庭における家事分担



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2002年)

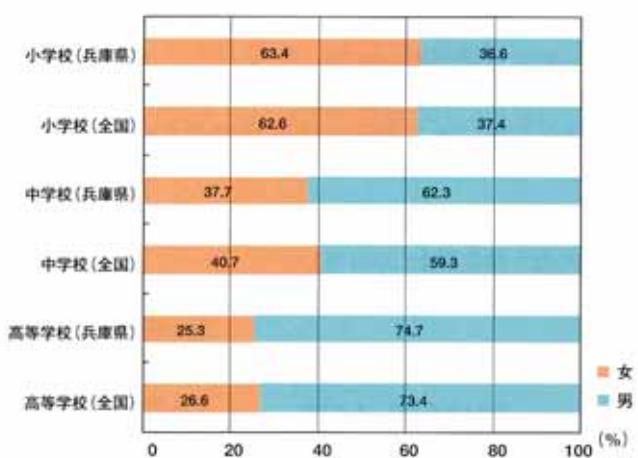
家事労働について「掃除」は女性の86.9%、男性の77%、「洗濯」では女性の89.8%、男性の86.1%、「食事のしたく」は女性の89.6%、男性の84.6%、「食事の後かたづけ」については女性の84.8%、男性の76.3%が、妻が行っていると答えており、家事のほとんどを妻が行っていることがわかります。(図表4-2-2)

2001年に総務省が行った「社会生活基本調査」でも、妻が働いている、いないに関わらず家事は妻が行っているという結果が出ています。子どもがいない「夫婦のみの世帯」で共働き夫婦、いわゆるDINKS (Double Income No Kids) の場合、家事時間は夫が26分、妻が3時間18分です。仕事時間と合わせると夫が7時間30分、妻が8時間23分で妻が1時間ほど長時間労働なことが分かります。

3.学校教育の場にのぞまれる意識の変革

学校における女性教員の比率

図表4-3-1 教員の男女比



資料：文部科学省「学校基本調査」(2002年)

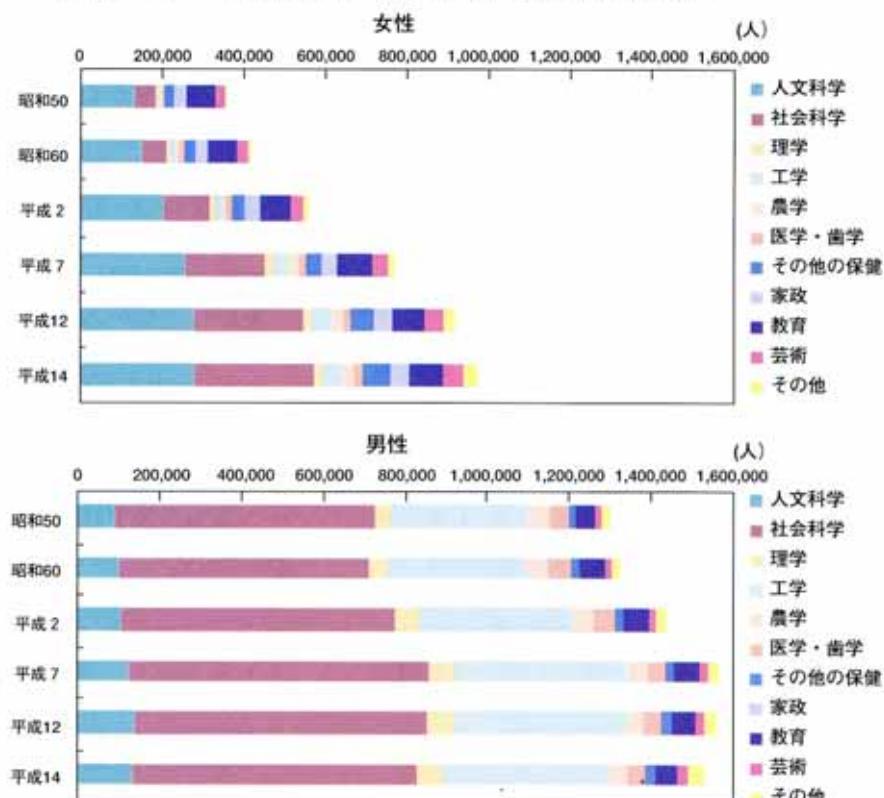
2002年の文部科学省の「学校基本調査」によると、兵庫県内の学校における教員に占める女性の比率は、全国的な傾向とほぼ同様に、小学校で63.4%、中学校で37.7%、高等学校で25.3%になっています。女性教員の比率は小学校で最も多く、中学、高校と生徒の年齢が上昇し、教育内容が高度化するにつれて女性教員の数が減少しています。

(図表4-3-1)

さらに、同調査によると女性の校長も全国で小学校が17.1%、中学校が4%、高校が4.1%になっています。また、教員が教科ごとに専門分化する中学校、高校では、数学、理科、社会科等では男性教員、家庭科、音楽等で女性教員の割合が多くなっています。

多様な選択を可能にする進路指導を

図表 4-3-2 専攻分野別にみた学生数(大学(学部))の推移



資料：内閣府「平成15年版男女共同参画白書」

注：文部科学省「学校基本調査」より作成

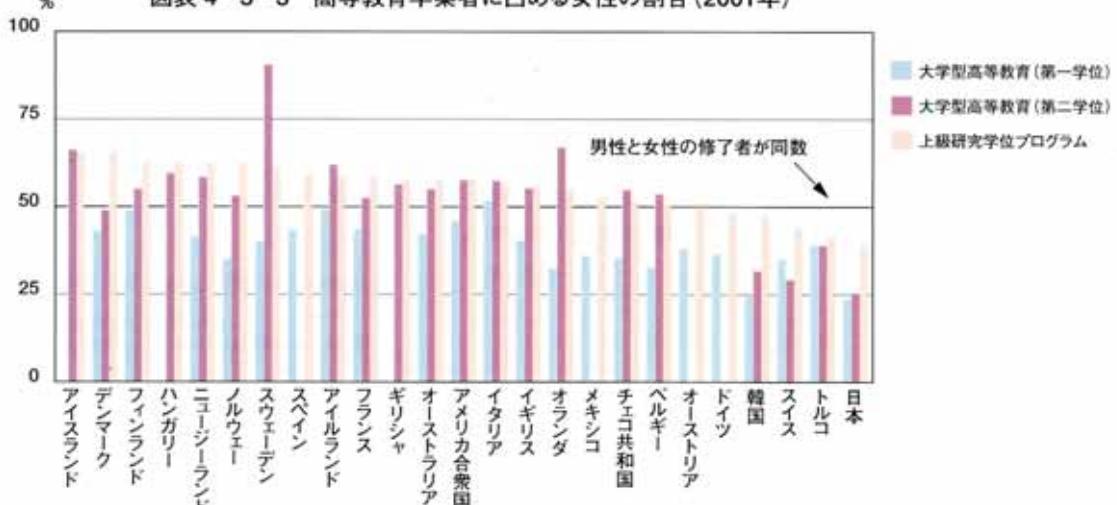
2002年の文部科学省「学校基本調査」によると、四年制大学の進学者数について男子学生が152.8万人であるのに対し、女子学生は97.1万人。(図表4-3-2) 短期大学については男子学生2.8万人、女子学生22.9万人になっています。徐々に縮小傾向にあるとはいっても、依然として男女間で進路に格差のあることがわかります。

また、2003年に公表された経済協力開発機構(OECD)の調査結果によると、四年制大学にお

ける教育の第一学位(学部)、第二学位(修士)、上級研究学位プログラム(日本では博士)の卒業生に占める女性の割合は日本でそれぞれ39%、25%、23%です。OECD平均はそれぞれ55%、51%、38%で、加盟国の中でも日本は最も低い結果になっています。(図表4-3-3)

学校教育において、性別にかかわらず、多様な選択を可能にするような進路指導が求められます。

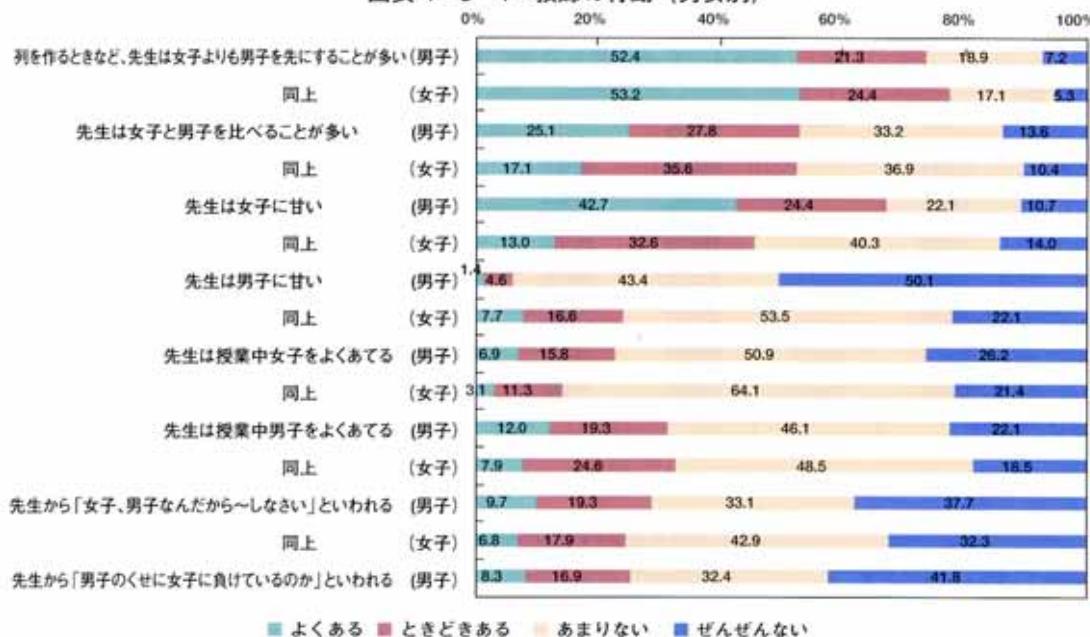
図表 4-3-3 高等教育卒業者に占める女性の割合(2001年)



資料：OECD「図表でみる教育—OECDインディケータ(2003年版)」

教師は女子に甘い？

図表4-3-4 教師の行動（男女別）



■よくある ■ときどきある ■あまりない ■ぜんぜんない

資料：(財)兵庫県人権啓発協会「研究紀要 三編」男女性役割意識に関する調査研究

注：兵庫県内から抽出した中学校・高等学校（合計6校）のそれぞれ1年生を対象に調査したもの

(財)兵庫県人権啓発協会が中学生、高校生を対象に行った調査（2001年）によると、「列をつくるときなど、先生は女子よりも男子を先にすることが多い」について「よくある」「ときどきある」と答えたのは女子の77.6%、男子の73.7%。「先生は女子と男子を比べることが多い」については女

子の52.7%、男子の52.9%が「よくある」「ときどきある」と答えています。

また、男子の67.1%、女子の45.6%が「先生は女子に甘い」と答えており、過半数の男子生徒が教師の日常的な行動に不公平さを感じています。

(図表4-3-4)

女子は副委員長？

図表4-3-5 男子、女子に向いていると思う係・仕事



資料：(財)兵庫県人権啓発協会「研究紀要 三編」男女性役割意識に関する調査研究

注：兵庫県内から抽出した中学校・高等学校（合計6校）のそれぞれ1年生を対象に調査したもの

同調査によると、「男子に向いている」（「どちらかといえば男子」を含む）と思われているのは「クラス委員長」(61.2%)、「体育委員」(64%)、「運動会の応援団」(67.8%)です。

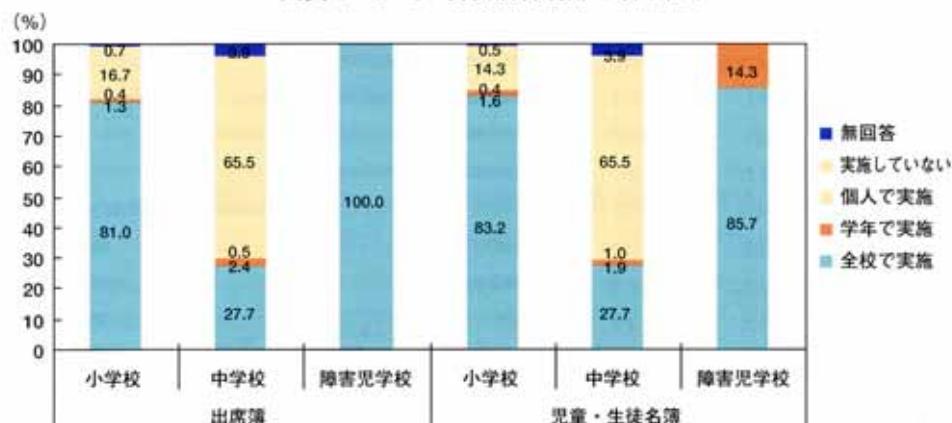
逆に、「女子に向いている」とされているものは「クラス副委員長」(58.3%)、「話し合いの記録を

とる」(67.3%)、「合奏の伴奏をする」(57.6%)です。クラスの「副」委員長、話し合いの司会ではなく「記録をとる」、合奏の指揮ではなく「伴奏をする」ことが「女子に向いている」とされています。

(図表4-3-5)

上昇する男女混合名簿の実施率

図表 4-3-6 男女混合名簿の取り組み



資料：兵庫県教職員組合調べ(2003年)
兵庫県内の小中学校・障害児学校のうちの765校を対象に調べたもの

2003年に行われた兵庫県教職員組合による調査によると、全校で出席簿を男女混合にしている学校は小学校で81%、中学校で27.7%、障害児学校で100%。また、児童・生徒名簿を男女混合にしている学校は、小学校で83.2%、中学校では27.7%、障害児学校で85.7%。（図表4-3-6）

さらに、小学校で70.8%、中学校で27.7%が全校

朝会の整列を男女混合で行い、小学校で75.2%、中学校で23.8%がくつ箱・ロッカーなどを混合にしています。障害児学校では両項目ともに100%実施しています。

2002年の調査に比べると、この実施率はわずかながら上昇しています。

「混ぜるの？分けるの？」

学校では、性別に関わりなく子どもたちの個性と能力を充分に発揮できるよう、さまざまな取り組みが行われています。

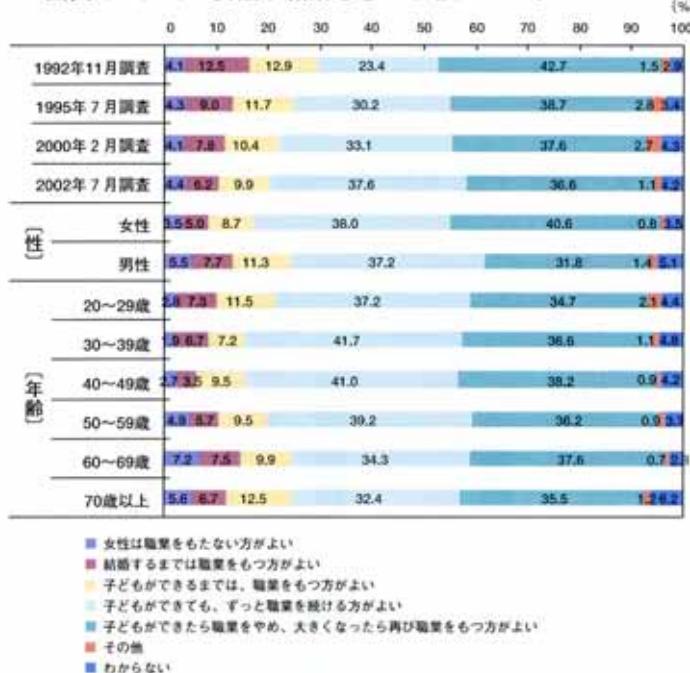
例えば、学校での名簿を男女で区別し、常に男子を先、女子を後にすることは、知らないうちに男女の差別意識を育てることになるため、それを解消しようと男女混合名簿を実施する学校が増えていることなどもそのひとつといえるでしょう。

一方、施設面での例をあげると、男女別にすべき事柄として更衣室が考えられます。2003年の兵庫県教育委員会学事課調べによると、兵庫県内の公立小・中学校における更衣室のうち、90%が男女別となっています。更衣室そのものがない学校では、男女別に着替えることができるよう、空き教室を利用する、交代で着替えるなどの工夫がされています。

4. 男女共同参画がもたらす生活と意識の変化

拡がる女性の選択肢

図表4-4-1 女性が職業をもつことについて



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2002年)

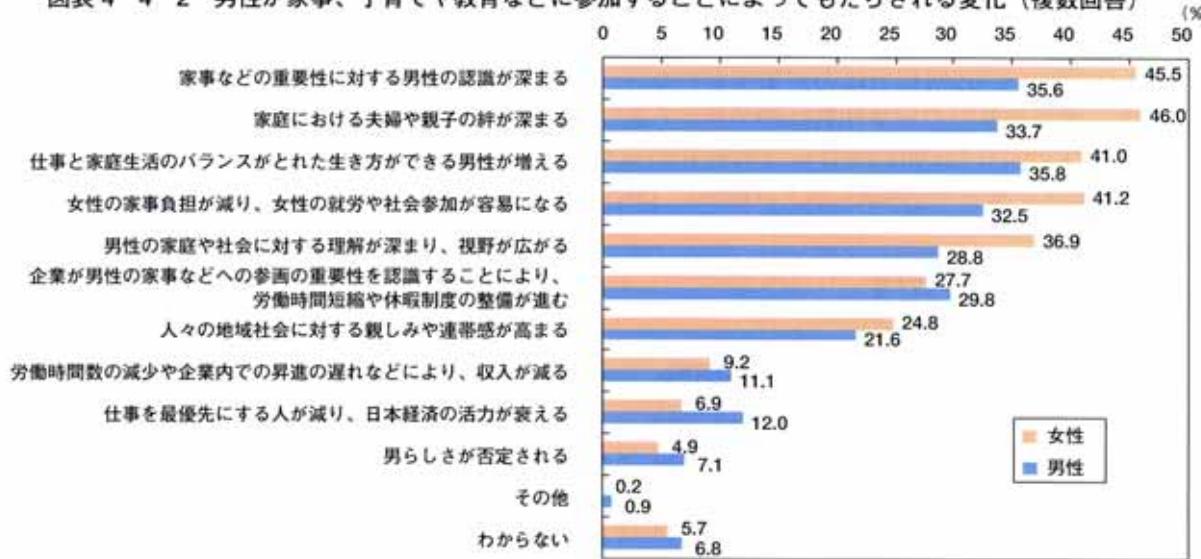
「女性が職業をもつことについて」の考え方が1992年、1995年、2000年と、年を経るごとに「子どもができます、ずっと職業を続ける方がよい」（継続就労）とする人が増え続け、ついに2002年、継続就労が37.6%と、36.6%の「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（出産・育児後再就労）を上回っています。

男女を比べてみると、女性では継続就労が38%、出産・育児後再就労が40.6%、男性では継続就労が37.2%、出産・育児後再就労が31.8%になっています。また、年齢別にみると20歳代で継続就労が37.2%、出産・育児後再就労が34.7%、30歳代ではそれぞれ41.7%、36.6%、40歳代ではそれぞれ41%、38.2%になっています。（図表4-4-1）

こうした状況から、女性が出産・育児によって退職をすることなく継続して就労するか、出産・子育て後再び職業をもつか、といった選択をしようという意識が形成されつつあるとみることができます。

男女共同参画がもたらす男性の変化

図表4-4-2 男性が家事、子育てや教育などに参加することによってもたらされる変化（複数回答）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2000年)

男性が家事、子育てや教育に関わることでもたらされる変化として「家事などの重要性に対する男性の認識が深まる」が男性35.6%、女性45.5%、

「家庭における夫婦や親子の絆が深まる」は男性33.7%、女性46%、「仕事と家族生活のバランスがとれた生き方ができる男性が増える」では男性35.8%、女性41%、「女性の家事負担が減り、女性

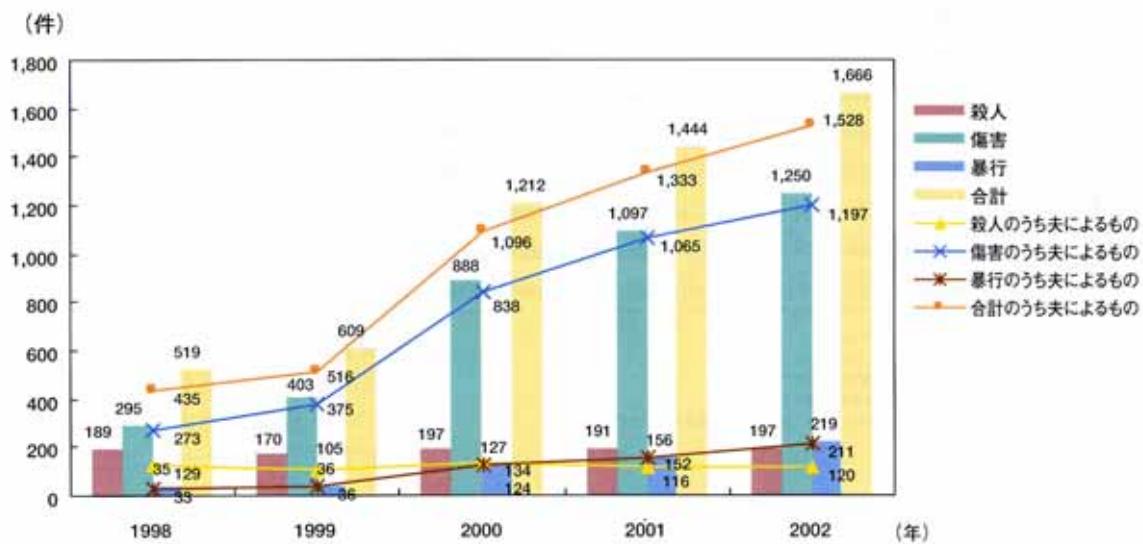
の就労や社会参加が容易になる」については男性32.5%、女性41.2%が「そう思う」と答えました。（図表4-4-2）

しかし、育児休暇の取得は女性64.0%、男性ではわずか0.33%です。（P10 図表1-4-3）労働時間が長く、休暇をとることが難しい職場の環境を変えることが求められます。

1. 女性に対する暴力や犯罪

配偶者間の暴力

図表5-1-1 配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移



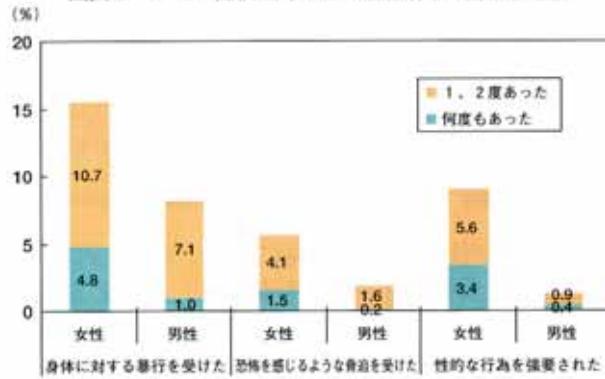
資料：警察庁「平成14年の犯罪情勢」

警察庁の統計によると、2002年に検挙した配偶者（内縁関係も含む）による殺人、傷害、暴行の合計数1,666件のうち9割以上は夫が加害者になっています。傷害や暴行の検挙件数は2000年から急増しています。これは2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以

下「DV防止法」）が成立したことに象徴されるように、配偶者間の暴力が社会的な問題としてクローズアップされ、DVを犯罪とする認識が広まり、被害届を出す件数が増えたことが背景にあるといえます。（図表5-1-1）

心理的な脅迫も暴力です

図表5-1-2 配偶者等からの被害体験（複数回答）



資料：内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」（2002年）

内閣府が2003年4月に発表した「配偶者からの暴力に関する調査」によると、かなりの数の女性が、日常的に配偶者からの暴力を受けているという深刻な状況が見えてきます。直接的な身体への暴力や、性的暴力だけではなく、心理的な脅迫も暴力であるという社会的認知も大切な今後の課題です。

（図表5-1-2）

20人に1人が命の危険を感じている

図表 5-1-3 命の危険を感じた経験



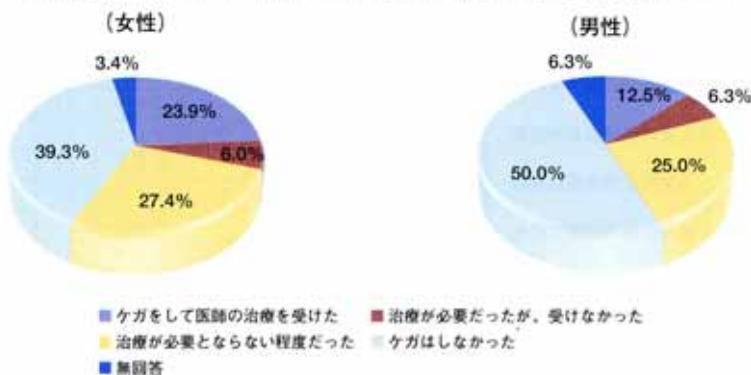
資料：内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」(2002年)

DVを何度も受けたことのある人の約3割が、医師の治療が必要となる程度のケガをしています。調査全体の中で、DVによって命の危険を感じたと回答した女性は4.4%で、約20人に1人の割合でした。暴力によって生まれる恐怖感や不安感は、安全で安心して生きるという生活の基盤を失わせます。

(図表5-1-3、5-1-4)

「DV防止法」は2004年に見直されることになっており、DVの根絶に向けて、現行の法では保護できない被害者や配偶者の定義、暴力の定義を拡大するなど、より幅広い見直しと対応が期待されています。

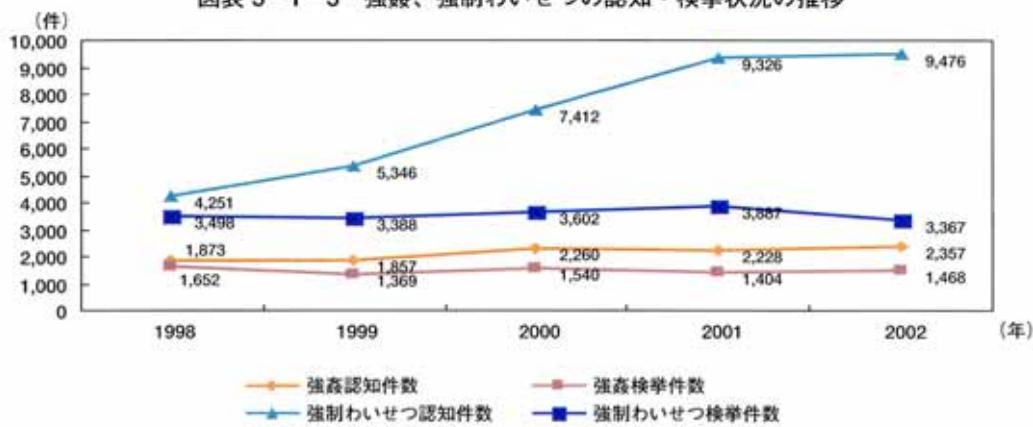
図表 5-1-4 暴力行為によるケガ（配偶者や恋人から何度も暴力を受けたことのある人を対象）



資料：内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」(2002年)

増える性犯罪 追いつかない検挙

図表 5-1-5 強姦、強制わいせつの認知・検挙状況の推移



資料：警察庁「平成14年の犯罪情勢」

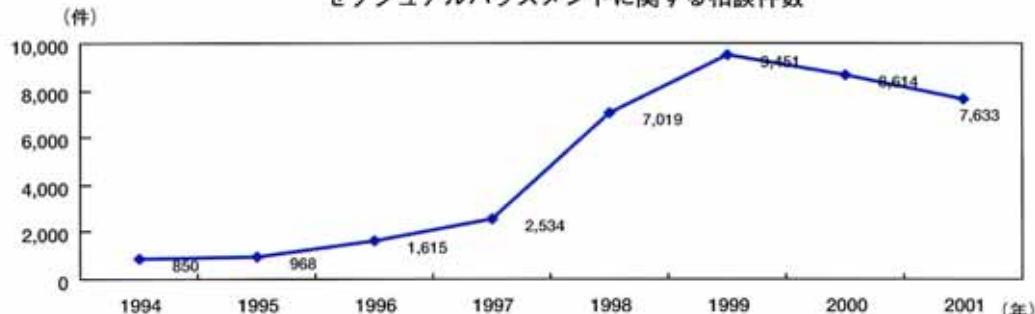
女性の人権を踏みにじる性犯罪の認知件数は、最近5年間で増加の傾向があり、特に強制わいせつは2倍以上になっています。しかし急増する性犯罪に検挙が追いつかない現状で、2002年度の強制わいせつの検挙率は、約36%です。女性の人権を尊重する意識の啓発を進めると同時に、これらの性犯罪の検挙率を上げることも、犯罪を抑止す

る大きな力になるでしょう。（図表5-1-5）

2004年2月10日、法務省は強制わいせつ罪の懲役刑の上限を7年から10年に、強姦罪の懲役刑の下限を2年から3年にし、通常の強姦罪より罪を重くした集團強姦罪の創設も盛り込んだ見直し案を法制審議会に諮問しました。

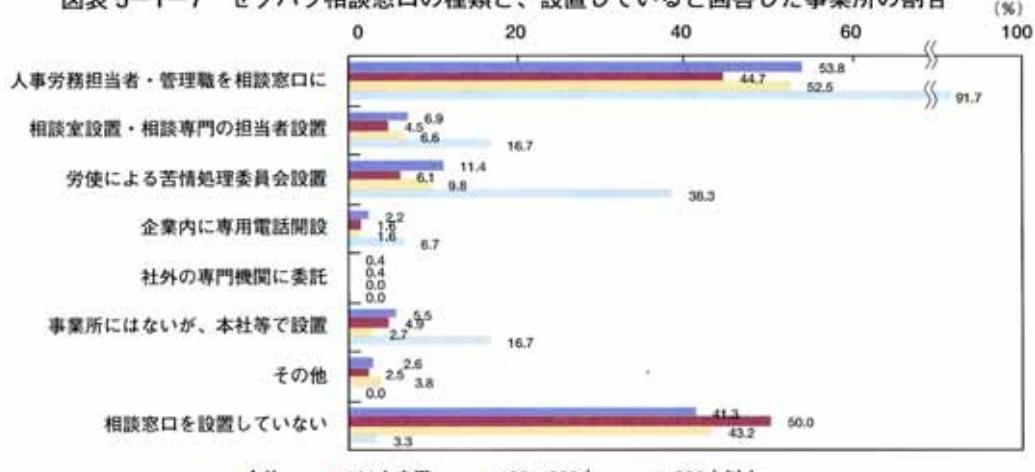
職場でのセクハラ防止は進んでいるの？

図表 5-1-6 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数



資料：厚生労働省調べ

図表 5-1-7 セクハラ相談窓口の種類と、設置していると回答した事業所の割合



資料：兵庫県「雇用分野における男女共同参画に関する実態調査」(2002年)

1999年に改正男女雇用機会均等法（以下改正均等法）が全面施行され、雇用主がセクシュアルハラスメント（以下セクハラ）防止の為に配慮する義務が定められました。厚生労働省の調べによると、都道府県労働局に寄せられたセクハラの相談件数も、改正均等法が施行された1999年を境に減少傾向にあります。しかし、まだ職場にセクハラの相談窓口がなかったり、あっても十分に機能していなかったりする場合もあるようです。

(図表5-1-6、5-1-7)

長引く不況の中で、派遣社員などの弱い立場にある女性からの深刻な相談が寄せられています。被害が表に出にくいくだけに根深い問題がありますが、声をあげていくことが企業風土を変えていくことになるでしょう。

また、学校教育、地域活動、社会福祉の場などのセクハラも社会問題になっています。社会全体へのさらなる意識啓発を進め、相談や苦情に対応できる体制を早急に整えることが望まれます。

女性専用車両導入は痴漢防止だけ？ 関西女性専用車事情

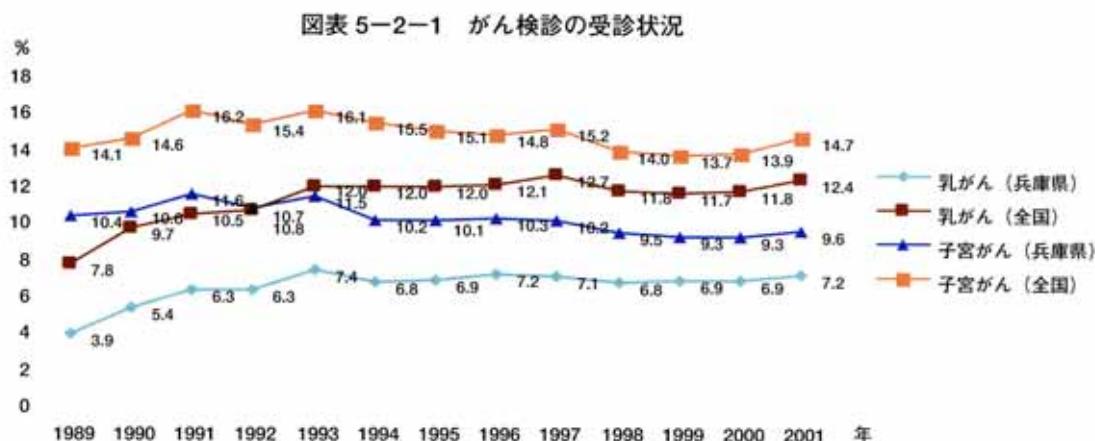
総理府が2000年度に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると「女性の人権が尊重されていないと感じる」ことの第1位が「痴漢行為」だと男女ともに答えています。

2002年7月にJR西日本が朝のラッシュ時に女性専用車両を導入したのを皮切りに、その後大阪・神戸の市営地下鉄や大手私鉄が次々と導入しています。

今後は、視覚障害者や、車椅子を利用する要介護者と介護者の男女ペア乗車などに配慮しつつ「痴漢防止のための男性排除車両」ではない形のものに変化していくのでしょうか。社会環境や働き方を変えていくことで「車内の乗車率の緩和」が進めば、今の女性専用車両導入は昔話になるかもしれません。

2. 女性の健康の保持・増進 ~いつまでも健やかに生きるために~

■上昇する乳がん死亡率 受診率は伸びず



資料：兵庫県調べ

日本女性の平均寿命は世界一ですが、いつまでも健やかに、安心して生きるためにには、病気の予防が大切です。最近はがんによる死者者が増加の傾向にあります。厚生労働省の人口動態統計（2002年度）によると、乳がんの死亡率は、1980年以降、横ばい傾向の子宮がんに比べ、約8%の上昇をしています。

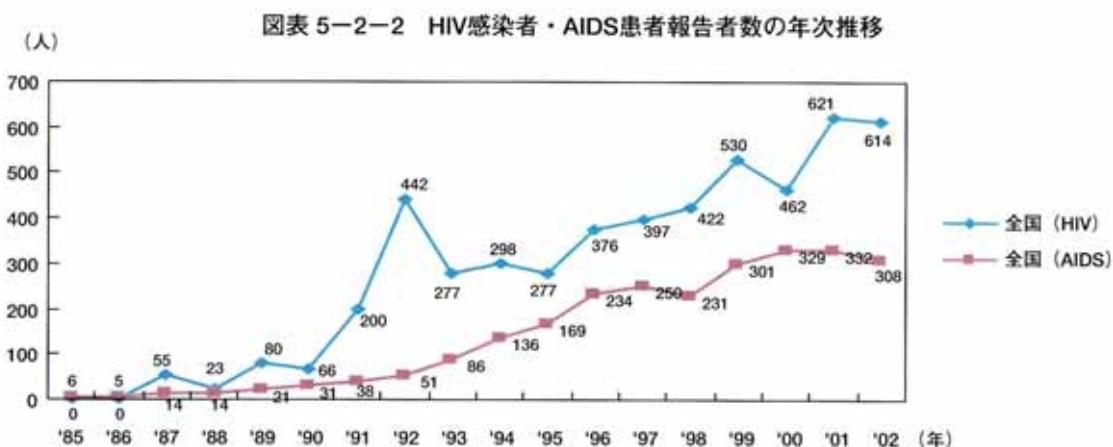
しかし、がん検診の受診率はこの10年間でもあ

まり上昇せず、兵庫県の受診率は、常に全国の水準に及ばないのが現状です。

厚生労働省は従来の乳がん検診のあり方を見直し、視触診とエックス線検査（マンモグラフィー）の併用の対象年齢を「50歳以上」から「40歳以上」に引き下げ、検診による乳がんの発見率が低い30歳代については、廃止することを決めました。

（図表5-2-1）

■急がれるHIV感染の拡大防止策



資料：厚生労働省「平成14年エイズ発生動向年報」

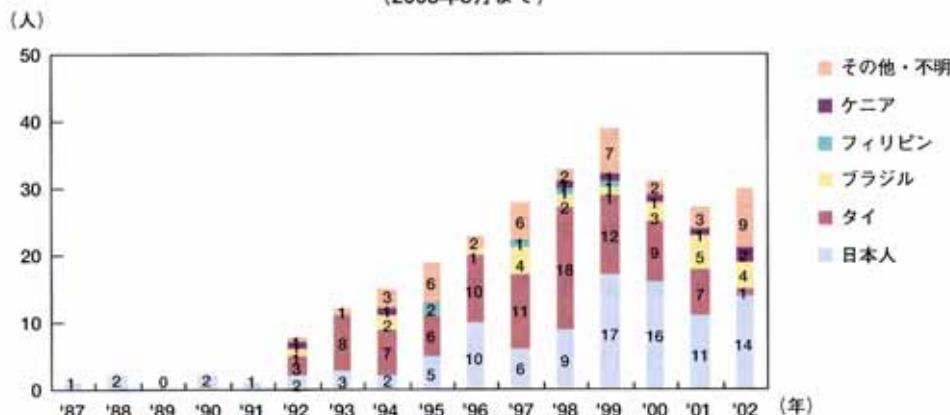
HIV／エイズ、性感染症は女性の健康に大きな影響をもたらすものです。厚生労働省によると国内のHIV感染者は増え続け、2001年、2002年の新たな感染者は毎年600人を超えていました。2002年度末にはHIV感染者の累計が7,670人に達しました。エイズを発症するまで感染の自覚がない人や治療

を受けていない人もいるため、実際はその数倍の感染者がいるとされています。これ以上の感染拡大を防ぐために、学校での性教育の普及や、若年層への正しい知識や情報の提供、誰でも気軽に検査や相談を受けられる体制の拡充が急がれます。

（図表5-2-2）

HIV母子感染の予防は早期検査から

図表 5-2-3 HIV 感染妊婦の国籍別年次別発生状況
(2003年3月まで)



資料：厚生労働省研究班調査

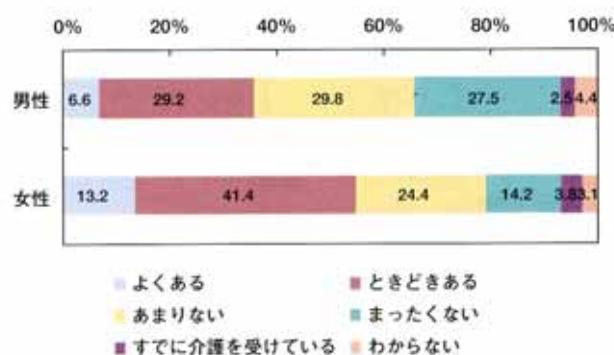
厚生労働省研究班の調査報告では妊娠時の検査でHIV感染に気づく日本人の妊婦の数が1999年以降に増加しています。出産件数あたりのHIV検査実施率を都道府県別で比較すると大きな差があります。早期に感染がわかれれば、母子感染はほとんど防げます。また、同報告によると、性感染症の

クラミジアに感染している妊婦は、健康体の妊婦に比べ、HIVへの感染率が非常に高くなります。結婚時や妊娠時の性感染症の検査やHIV検査の実施率を上げ、母子感染を防ぐことが大切です。
(図表5-2-3)

3. 安心して高齢期を迎えるために

する・される 介護への不安

図表 5-3-1 配偶者に介護が必要になる不安



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(2002年)

高齢者に占める女性の割合は65歳以上では全体の60%、85歳以上では70%になり、家族形態も変化してきました。「ひとり暮らし」や「夫婦のみ」の割合が増加し、意識の上では子どもとの同居を望みながら、実際に同居している割合はここ15年で半減しました。

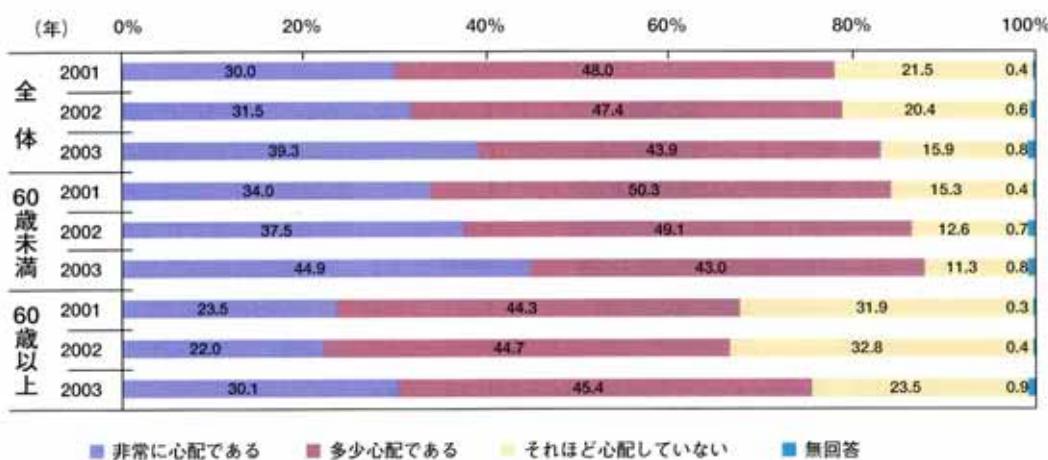
(＊参考資料 平成15年度男女共同参画白書)

65歳以上の人を対象に内閣府が行った高齢者の健康に関する意識調査によると「配偶者に介護が必要になる不安」の項目には男女の意識の違いが見えてきます。女性の半数以上が「不安がある」と答え、男性の半数以上が「不安がない」と答えています。「介護は女性が」との意識が根強くあるからでしょうか。(図表5-3-1)

2001年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、在宅要介護者の介護は76%を女性がしています。高齢者が高齢者を介護する「老老介護」も目立っています。

老後の生活への不安 年金は老後の暮らしを支えられる？

図表 5-3-2 老後の生活への心配



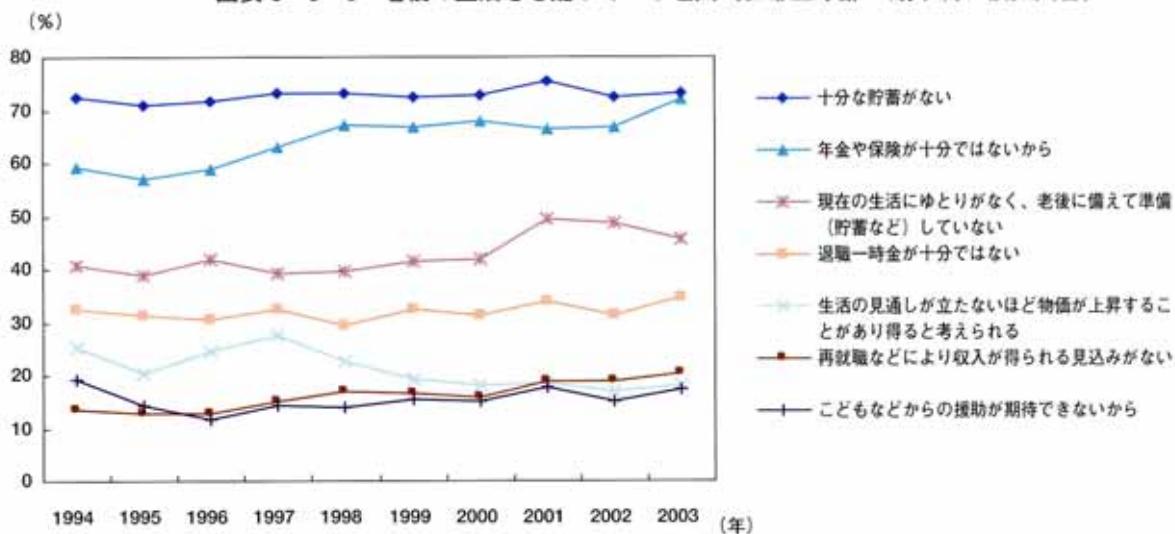
資料：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」（2003年）

高齢期を誰もが安心して暮らせるよう経済的に自立できる社会システムは、整ってきてているでしょうか。金融広報中央委員会の世論調査によると、老後の生活が「心配である」としている世帯は8割強あります。中でも、世帯主が60歳未満の世帯で「非常に心配である」とした世帯が増えてきています。

(図表5-3-2)

「心配である」としている世帯の7割以上がその理由に「十分な貯蓄がないから」と「年金や保険が十分ではない」を挙げています。「年金や保険が十分ではない」は、少しずつですが上昇しています。（図表5-3-3）

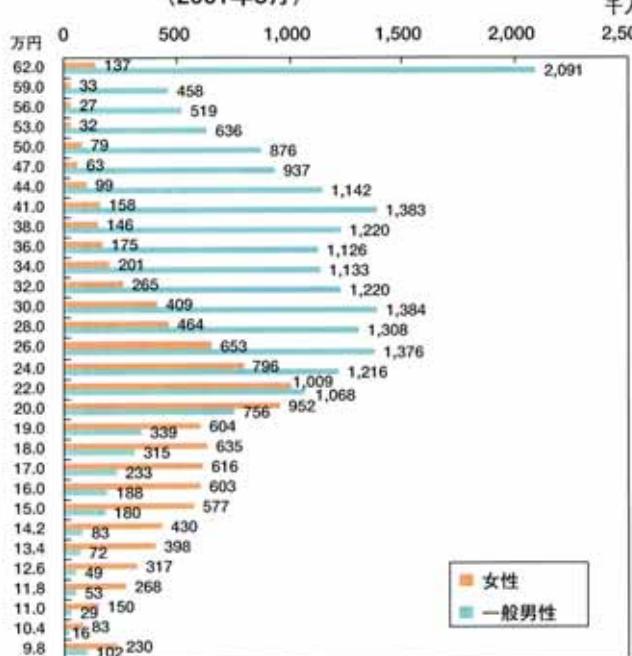
図表 5-3-3 老後の生活を心配している理由（世帯主年齢60歳未満、複数回答）



資料：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」（2003年）

男女で差がつく年金

図表 5-3-4 性、厚生年金保険・標準報酬月額別被保険者数
(2001年3月)



資料：社会保険庁「平成12年度事業年報」

注：被保険者数から、任意継続被保険者および坑内員と船員を除いて、一般男性と女性を比較している。

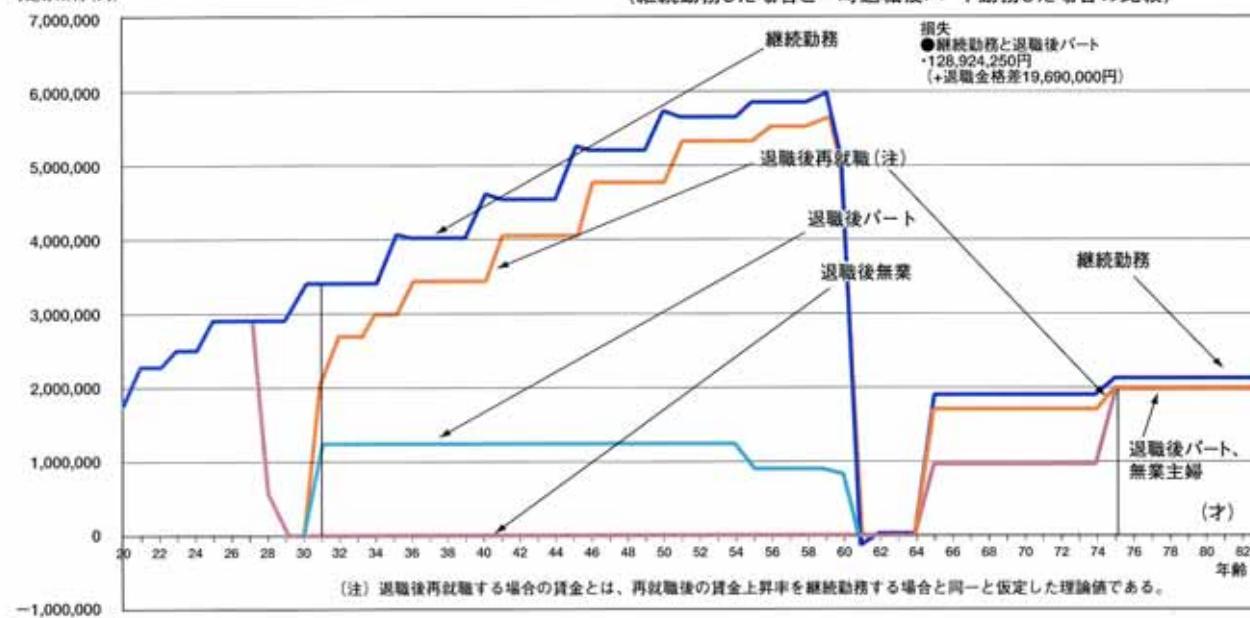
厚生年金の標準報酬月額は就労時の賃金月額にはほぼ等しいものであり、男女の賃金格差を反映しています。金額が高いのは男性が多く、低いのは女性が多いことがわかります。

就労時の賃金の男女格差はそのまま老後の年金格差となって、生涯にわたって続きます。

(図表5-3-4)

働き方で差がつく生涯の可処分所得

図表 5-3-5 女性の生涯の可処分所得
(継続勤務した場合と一時退職後パート勤務した場合の比較)



資料：内閣府男女共同参画会議影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告（2002年12月）

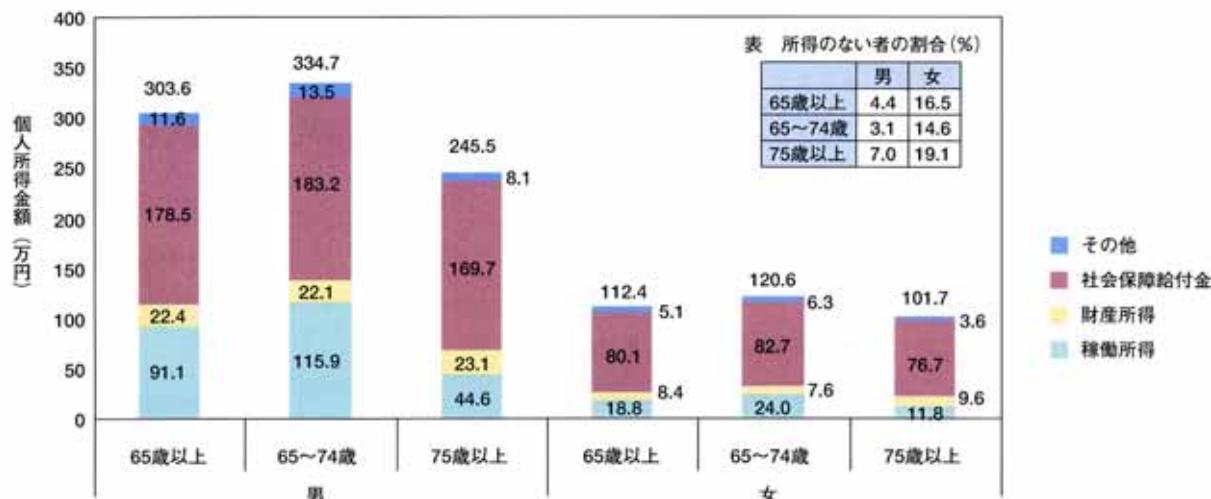
女性の働き方にはさまざまな選択肢があります。継続勤務や再就職をする場合と、一時退職後パート勤務した場合の可処分所得の格差は大きく、それは、女性が老後に受け取る年金にも格差を生みます。

正社員と同じように働いても、パート勤務とい

う雇用の形態であれば、その年金は結婚・出産などで仕事をやめ、それ以後ずっと専業主婦をしていた人が受給する年金とほとんどの場合変わらないのが実態です。(図表5-3-5)

女性の高齢期の貧困

図表 5-3-6 高齢者の所得水準（2000年、所得の種類別）



65歳以上の高齢者の個人年間所得分布を男女別で見ると、あきらかに女性の所得の低さがわかります。男性の金額の4割にも及びません。また、所得に占める社会保障給付金の割合は、男性が6割に対し、女性は7割で、老後を少ない社会保障給付金に頼る女性高齢者の実情が見えてきます。さらに、65歳以上の高齢者の中で所得がない人がいることも見逃せません。75歳以上の女性の約2

割が無収入となっています。

2000年の国勢調査によると、75歳以上の女性単身高齢者の数は229万人になり、2020年には361万人に達すると推計されています。男女の働き方や賃金、地位の格差が、高齢社会を生きる女性の暮らしに、生涯にわたって影響し続けています。
(図表5-3-6)

女性と年金について

2004年の公的年金改革では、女性と年金が課題のひとつになりました。主な論点として、第3号被保険者制度や離婚時の夫婦の年金分割、遺族年金制度などが挙がりました。

第3号被保険者制度は年収130万円未満の会社員の妻は、保険料を負担しなくても国民年金に加入できる仕組みです。しかし、女性の社会進出や生き方の多様化が進む中、不公平感が高まっています。また、男女共同参画社会基本法は、社会における制度または慣習が男女の社会における活動の選択に対して及

ぼす影響をできる限り中立にするよう配慮することを明記しています。

そこで、今回の改革では①離婚時などに限定して厚生年金を夫婦間で分割する②遺族年金は、自分の厚生年金を全額受給したうえで差額を遺族年金として受け取る—などの案が盛り込まれました。しかし、パートなどの短時間労働者の厚生年金への適用拡大は、5年後に再検討するなど、第3号被保険者制度の見直しは先送りされています。

女性のあゆみ

年	世界(国連)	日本	兵庫県	こんなことも
1945(S20)	●国際連合誕生(10月)	●女性の参政権実現		●市川房枝ら「新日本婦人同盟」結成
1946(S21)	●婦人の地位委員会設置	●戦後第1回衆議院議員総選挙 初の女性参政権行使(女性立候補者83名うち39名が当選) ●日本国憲法公布		●マンガ「サザエさん」登場 ●輸入映画第一作「キューリ夫人」公開
1947(S22)		●教育基本法公布・施行による男女共学 ●労働省発足、婦人少年局設置		●小中学校に「家庭科」登場 ●「鐘の鳴る丘」ラジオ放送開始
1948(S23)		●「優生保護法」公布		●厚生省「母子手帳」配布
1949(S24)		●第1回婦人週間実施(1999年より「女性週間」、2000年まで)		●家庭裁判所開設(49カ所)
1956(S31)		●国連に加盟 ●「売春防止法」公布		●第1回世界女性労働者会議、ブダペストで開催
1960(S35)		●中山マサ、初の女性大臣に		●女性の平均寿命70歳を超える
1967(S42)	●国連第22回総会「女性に対する差別撤廃宣言」採択	●男女同一賃金に関するILO100号条約、国会で承認		●3C(カー、クーラー、カラーTV)時代へ
1972(S47)	●1975年を国際婦人年とすることを宣言 ●第1回国際フェミニスト会議(樋口恵子ら出席)			●中ビ連(中絶禁止法に反対し、ビール解禁を要求する女性解放連合)結成
1974(S49)		●「雇用保険法」公布		●最高裁、主婦の家事労働を女性労働者の平均賃金に換算すべきとの判決
1975(S50)	●「国際婦人年」(目標:平等・発展・平和) ●「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティー)<世界行動計画の採択> ●1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とすることを決定	●内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ●総理府婦人問題担当室業務開始 ●女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立(昭和51年施行) ●国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催(テーマ:男女平等と婦人の社会参加)		●“ワタシつくる人、ボク食べる人”のCMが性別役割を固定化すると指摘され、放送中止に
1976(S51)	●「国連婦人の十年」始まる(1985年まで) ●ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	●「民法等の一部を改正する法律」(離婚復氏制度)の成立・施行 ●総理府婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定		●緒方貞子、日本女性初の国連代表公使 ●戦後生まれが人口の半数を超える ●総理府「婦人に関する世論調査」で「性別役割分担」に賛成49%、反対40%

年	世界(国連)	日本	兵庫県	こんなことも
1977(S52)	<ul style="list-style-type: none"> 国連、女性の参加をテーマに「アジア・太平洋セミナー」ネバールで開催 	<ul style="list-style-type: none"> 国立婦人教育会館(現、国立女性教育会館)開館 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題懇話会開催 婦人対策室設置 婦人生活大学の充実(専門講座等開設増設) 婦人(現在は女性)施策推進連絡会議設置 婦人(女性)問題相談員設置 	
1978(S53)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年推進議員連盟」結成 総理府「婦人の現状と施策—国内行動に関する第1回報告書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県婦人行動計画綱領制定 	<ul style="list-style-type: none"> 初の国際女性学会、国立婦人教育会館で開催 女性学研究会発足
1979(S54)	<ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)を採択 			<ul style="list-style-type: none"> 通産省に初の女性課長(川口順子) 海上保安学校、女性に門戸開放(合格者11人) 英国で初の女性首相誕生(サッチャー)
1980(S55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) 女性差別撤廃条約署名式開催(75カ国) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 女性差別撤廃条約署名 民法及び家事審判法の一部改正成立、配偶者の相続分アップ(昭和56年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人指導者欧州視察 	<ul style="list-style-type: none"> 高橋展子、初の女性大使に 映画「クレイマー、クレイマー」公開
1981(S56)	<ul style="list-style-type: none"> 女性差別撤廃条約発効 第67回ILO総会で、ILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会等及び待遇の均等に関する条約」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうごの婦人(白書)」発行 婦人問題研究会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁が女性Gメン採用
1983(S58)			<ul style="list-style-type: none"> 「幸せをつくる一婦人のための25章ー」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 横浜税関に初の女性取締検察官
1984(S59)	<ul style="list-style-type: none"> ナイロビ世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> 父母両系血統主義の立場を取る改正国籍法・戸籍法成立(昭和60年施行) 		<ul style="list-style-type: none"> 母子世帯数のうち離別が死別を上回る
1985(S60)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年最終年世界会議開催(ナイロビ) <「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択> 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性差別撤廃条約」批准 生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立<国民年金法の改正>(昭和61年施行) 「労働者派遣法」公布(昭和61年施行) 男女雇用機会均等法の成立(昭和61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 国連婦人の十年世界会議派遣事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> “くれない族”“金妻”が流行語に 小中学校での「いじめ」が社会問題化 日本人の平均寿命が世界で初めて80歳を超す(80.18歳) “男性結婚難時代”

年	世界(国連)	日本	兵庫県	こんなことも
1986(S61)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大・任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 	婦人生活大学1年制から2年制へ移行	<ul style="list-style-type: none"> 男女賃金差別に違法判決 航空大学校女性初の合格者
1987(S62)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定 		<ul style="list-style-type: none"> 日本で初の女性エイズ患者を認定
1988(S63)		<ul style="list-style-type: none"> 農水省による第1回「農山漁村婦人の日」 		
1989(H元)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領改訂（高校家庭科男女共修など） 	「ひょうごの婦人しあわせプラン」の見直しを始める	<ul style="list-style-type: none"> 日本初のセクシュアルハラスメント裁判 議員選挙“マドンナ”旋風
1990(H2)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 女性施策推進委員会設置 	
1991(H3)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改訂）」策定 「育児休業法」公布（平成4年施行・男性も対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人・生活課を女性・生活課に名称変更し、女性政策室を設置 婦人生活大学を生活創造大学に名称変更し、内容を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 北村春江、全国初の女性市長に（芦屋市）
1992(H4)		<ul style="list-style-type: none"> 第1回「仕事と育児を考える月間」（労働省） 	県立女性センター・イーブン開設	
1993(H5)	<ul style="list-style-type: none"> 国連世界人権会議開催（ウィーン） 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」の成立・施行 中学校で家庭科が男女必修共修になる 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の委員への女性の登用推進要綱の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 土井たか子、女性初の衆議院議長に 細川連立政権で赤松良子文部大臣、久保田早苗経済企画庁長官、広中和歌子環境庁長官が誕生
1994(H6)	<ul style="list-style-type: none"> 国際家族年 「開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」（ジャカルタ）<ジャカルタ宣言及び行動計画採択> 	<ul style="list-style-type: none"> 高校で家庭科が男女必修共修になる 男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 子育て支援のための「エンゼルプラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 向井千秋、日本人初の女性宇宙飛行士に 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」で家庭を重視し仕事中心のライフスタイルの変化に賛成する男性が7割を超える
1995(H7)	<ul style="list-style-type: none"> 国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議の開催（北京）<「北京宣言」及び「行動綱領」採択> 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約（156号）」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご女と男のデータブック」第1版イーブンより発行 	<ul style="list-style-type: none"> 1月17日阪神・淡路大震災
1996(H8)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」、男女共同参画推進本部が「男女共同参画2000年プラン」を策定 「優生保護法」が改正「母体保護法」 	<ul style="list-style-type: none"> 「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 青年男女の共同参画セミナー（文部省委嘱）開催（平成9年も） 	<ul style="list-style-type: none"> “ストーカー”、女子高生の“ルーズソックス”“ボケベル”“援助交際”が問題に 国立婦人教育会館「女性学・ジェンダー研究フォーラム」（以降毎年開催）

年	世界(国連)	日本	兵庫県	こんなことも
1997(H9)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の改正（平成11年施行） 女性国会（参議院）開催 「介護保険法」成立（平成12年施行） 		<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法(NPO法)」成立（平成10年施行） 旅客便で女性パイロット誕生 丹羽雅子、国立大学初の女性学長に（奈良女子大学）
1998(H10)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 人事院が国家公務員のセクハラ防止のための人事院規則を制定
1999(H11)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAPハイレベル政府間会議（バンコク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」施行 「男女共同参画社会基本法」成立、施行 「児童買春・児童ボルノ禁止法」施行 「食料・農業・農林基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） 「改正労働者派遣法」施行 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 統一地方選で女性136人（前回79人）が当選 現職大阪府横山ノック知事のセクハラ事件、訴訟 北村春江芦屋市長女性市長として全国初の三選 低量用ビル承認 通信傍受法成立 国内NGOグループが連携し北京会議のリポート作成
2000(H12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「介護保険」スタート 「ストーカー行為等の規制に関する法」「児童虐待防止法」成立・施行 「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性施策推進委が「兵庫県男女共同参画計画」への提言を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 太田房江が全国初の女性知事となる（大阪）、熊本でも潮谷義子が知事に 衆院選挙で過去最多の202人の女性が立候補し、35人が当選 国際審議会等における女性委員の登用、目標の20%を達成 DV防止に法整備への議論が深まる 国際女性戦犯法廷開催
2001(H13)		<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編により、内閣府に男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21—」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 堂本暁子が千葉県知事に 京王電鉄が私鉄初の女性専用車両導入
2002(H14)				<ul style="list-style-type: none"> JR東日本・西日本で女性専用車両導入
2003(H15)		<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法成立 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 パートタイム労働指針改正 労働基準法改正 労働者派遣法改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画兵庫県率先行動計画—ひょうごアクション8—」策定 県立塚口病院に女性専用外来開設 	<ul style="list-style-type: none"> 高橋はるみが北海道知事に 国連女性差別撤廃委員会が、日本政府に対し、直接及び間接差別の定義を国内法にとりこむよう勧告
2004(H16)				<ul style="list-style-type: none"> 住友電工女性差別訴訟が和解、大阪高裁は国にコース別雇用管理に留意した指導を行うよう勧告 太田房江大阪府知事再選

参考図書・ホームページ

- ・内閣府「男女共同参画白書」「高齢社会白書」「国民生活白書」
- ・厚生労働省「厚生労働白書」「女性労働白書」
- ・総務省「国勢調査報告」
- ・ILO「国際労働経済統計年鑑」
- ・独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計データブック-日本の女性と男性-2003」ほか

内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/	男女共同参画に関する総合的な情報提供サイト。内閣府の施策の概要や各種公表資料、関係省庁の取り組みなどがわかる。その他地方公共団体、民間団体の動き、国際的動向などについても紹介されている。
内閣府男女共同参画局（チャレンジサイト） http://www.gender.go.jp/e-challenge/	様々な分野にチャレンジしたいと考える人を応援するためのサイト。「働きたい」「ボランティアに参加したい」「育児・介護で困っている」などのテーマごとに各種情報を提供している。
総務省統計局 http://www.stat.go.jp/	「国勢調査」「労働力調査」など各種の統計データを見ることができる。また、統計に関するトピックやQ&Aなども掲載されている。
厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/	仕事や福祉、健康といった分野での国の取り組みがわかる。各種統計データも掲載。求人情報や教育訓練給付制度・講座検索もできる。また、社会保障や年金についても知ることができる。
国立社会保障・人口問題研究所 http://www.ipss.go.jp/	社会保障や人口問題についての情報を得ることができる。また、少子化情報ホームページでは少子化対策施策や統計資料などを紹介している。
(財)21世紀職業財団 http://www.jiwe.or.jp/	働く女性の能力発揮の促進や仕事と育児・介護の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理の改善といったことについての各種情報を提供している。
女性と仕事の未来館 http://www.miraikan.go.jp/	働く女性・働きたい女性のためのサイト。働く女性に関する法律や施策について紹介しているほか、様々な支援情報も掲載。働く女性に関する調査・研究・統計資料なども見ることができる。
独立行政法人国立女性教育会館 http://www.nwec.jp/	女性のための研修や交流事業についての情報を得ることができる。また、文献情報・女性関連施設・子育てネットワークなどのデータベースも充実している。
兵庫県統計課「兵庫データランド」 http://web.pref.hyogo.jp/toukei/index.htm	兵庫県に関する各種の統計データが検索できる。また、兵庫県内各市区町別・都道府県別データの推移なども見ることができる。

兵庫県内公共相談機関

名 称	TEL
兵庫労働局 雇用均等室（均等法、育児・介護休業法に関する相談）	078-367-0820
兵庫県警性犯罪被害110番 レディースサポートライン	078-351-0110
兵庫県警ストーカー相談	078-371-7830
兵庫県立女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）	078-732-7700
女性の人権ホットライン（神戸地方法務局・兵庫県人権擁護委員連合会）	078-393-0339

兵庫県県民局 女性問題相談

名 称	TEL
阪神南県民局	06-6481-5459（直通）
阪神北県民局	0797-83-3139（直通）
東播磨県民局	0794-21-1101（代表）
北播磨県民局	0795-42-5111（代表）
中播磨県民局	0792-81-3001（代表）

名 称	TEL
西播磨県民局	0791-58-2100（代表）
但馬県民局	0796-22-0514（直通）
丹波の森公苑	0795-72-5168（直通）
淡路県民局	0799-22-3541（代表）

兵庫県内公共機関(男女共同参画関連施設)

名称	所在地・TEL・FAX・URL
兵庫県立男女共同参画センターイーブン	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー8階 TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558 http://web.pref.hyogo.jp/even/
神戸市男女共同参画センターあすてっぷKOBE	〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 TEL 078-361-6977 FAX 078-361-6477 http://www.city.kobe.jp/cityoffice/17/060/kyodo/astep/
姫路市男女共同参画推進センターあいめっせ	〒670-0012 姫路市本町68-290 イーグレひめじ3階 TEL 0792-87-0803 FAX 0792-87-0805 http://www.i-messae.city.himeji.hyogo.jp/
尼崎市女性センタートレビエ	〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1 尼崎市立女性・勤労婦人センター TEL 06-6436-6331 FAX 06-6436-5757 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/web/contents/info/city/city03/zosei/
あかし男女共同参画センター	〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階 TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 http://www.city.akashi.hyogo.jp/sisetu/danjyo/c_danjyo.html
西宮市男女共同参画センターウェーブ	〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 TEL 0798-64-9495 FAX 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/~wave/
芦屋市女性センター	〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階 TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women/
伊丹市立婦人児童センター	〒664-0855 伊丹市御願塚6-1-1 TEL 072-772-1078 FAX 072-770-4728 http://www.city.itami.hyogo.jp/sub/03_asobu/6fujin.html
加古川市男女共同参画センター	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2718 TEL 0794-27-9767 FAX 0794-54-4190 http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/hp/jinken/danjyo/
宝塚市男女共同参画センターエル	〒665-0845 宝塚市栄町2-1-2 TEL 0797-86-4006 FAX 0797-83-2424 http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/sankaku/
三木市女性センター	〒673-0432 三木市上の丸町8-30 三木市立勤労青少年ホーム内 TEL 0794-89-2331 FAX 0794-82-9792 http://www2.city.miki.lg.jp/
高砂市男女共同参画センター	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1 TEL 0794-43-9133 FAX 0794-42-6083 http://www.city.takasago.hyogo.jp/info_web/index.htm (高砂市企画部企画課)
川西市男女共同参画センター	〒666-0015 川西市小花1-8-1 ジョイン川西内 TEL 072-759-1856 FAX 072-759-1891 http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/sisetu/commu/palettek/danjyo.htm
三田市男女共同参画センターアンダス	〒669-1526 三田市相生町26-15 TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 http://www.jade.dti.ne.jp/~sandac02/
加西市男女共同参画センター	〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステイアかさい3階 TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 http://www.nehime-net.jp/
篠山市男女共同参画センター	〒669-2734 篠山市宮田240 篠山市役所西紀支所2階 TEL 079-593-1460 FAX 079-593-1005 http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/

作成委員会メンバー

- 監修：上杉孝實 (龍谷大学文学部教授)
- 委員：尼川洋子 (独立行政法人国立女性教育会館客員研究員)
 // 村上早百合 (神戸新聞社論説委員)
 // 吉川博美 (兵庫県男女共同参画推進員)
 // 須田和 (兵庫県立男女共同参画センター情報アドバイザー)
 // 川邊暁美 (兵庫県立男女共同参画センター情報アドバイザー)
- 研究協力者：富永貴公 (神戸大学大学院総合人間科学研究科博士前期課程)

イーブンハンドブック vol.22

「2004 ひょうご女と男のデータブック」

2004年3月発行

発 行

兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー8階
TEL.078-360-8550 FAX.078-360-8558